尖閣諸島の国際法上の地位

-主としてその歴史的側面について----

重

尾 﨑

義

次

目

序章

(一) はじめに―先占の法理― (二) 尖閣諸島は歴史的に中国の領土であったか

第一節 「乃属琉球者」などの記述について

第一章 中国・冊封使録における尖閣諸島

第二節 「郊」(「溝」) についての検討

第三節 島名の問題

尖閣諸島の国際法上の地位

一七七

第一節 明代海防史料における尖閣諸島

第二章 その他の中国史料における尖閣諸島

第二節 近代の中国地方志と尖閣諸島

第三章 琉球及び日本の史料における尖閣諸島

第一節 琉球の史料

第二節 日本側の史料(その一)--林子平の『三国通覧図説』--

第三節 日本側の史料(その二)——古地図・海図など——

終章 総括—国際法的評価

序章

(一) はじめに―先占の法理―

規に照合することにより、 日中双方の主張のいずれが国際法的に見て妥当であるか評価を試みることである。

本論文の課題は、尖閣諸島の帰属に関係のある歴史的事実を整理し、その歴史的事実を領土の帰属に関する国際法

日本側は、尖閣諸島は、明治二十八年の閣議決定によって日本領土に編入されるまでは、国際法的にどこの国にも

位に変更はなかったと主張する。これに対して、中国側は、北京・台湾の双方ともに、尖閣諸島は歴史的に見て中国 島に対する実効的支配を通じて、同諸島は国際法上有効に日本の領土となったのであり、第二次大戦後もその法的地 所属していない 実効的支配を通じて、日本は国際法上有効に尖閣諸島に対する領土権を取得したのか否かである。 とも「無主の地」であったのか。第二に、第一の点と密接に関連するが、明治二十八年の領土編入措置及びその後の 判明する。すなわち、第一に、尖閣諸島は、明治二十八年の時点で国際法的に見て、中国の領土であったのか、それ に返還されるべきものであると主張する。この日中双方の主張を対比するとき、重大な争点は次の二点であることが それと並行して、元来中国の領土であったこれらの諸島を一方的に自国の領土に編入したのであり、台湾同様に中国 の領土であったと主張する。そして、日清戦争で中国が敗れた年に、日本は下関条約で台湾を割譲させるとともに、 「無主の地」であったと主張する。そして、日本による明治二十八年の領土編入措置とその後の同諸

この先占が、法的に有効とされるためには、国家が領有の意思をもって当該土地を実効的に占有することが必要であ 際法がこの事実に効果を付与して、右の国に領土権を与えること」をいう。(ここでいう事実、すなわち、 服)がある。先占とは、要するに、「ある国が、どの国の領土にも属さない地域の上に事実上の支配を拡張した時、 である。すでに他国の領有に属している地域を、先占によって取得することはできない。(これに対して、ある国の領 る。また、先占することのできる地域は、いずれの国の領有にも属していない地域(国際法上の無主の地 terra nullius) の存在が認められるとき、その国際法上の効果として領土権が付与される場合のその事実を「権原」と呼ぶのである。) 上一般に国家が領土を取得するための権原(title()゚として認められるものに、先占、時効、割譲、添付および併合(征 ところで、日本政府が自己の主張の法的根拠として援用しているのは、国際法上の「先占」の法理である。 一定の事実 国

平穏かつ継続した表示」という権原を新たに構成し、それによって現実の紛争を合理的に解決しようとしている。 定めていない)、これに対して、先占においては、 められている。すなわち、時効においては、新しい主権者の側が、領有の意思をもって、 する領土権の取得が認められる場合がある。これを時効と呼び、国際法上領土権取得のための権原の一として通常認 三年の東部グリーンランド事件(常設国際司法裁判所判決)、一九五三年のマンキェ・エクルオ事件 配を領土権確立のための決定的要素と見る方法は、 に対する継続的な支配権の行使の面 具体的ケースを先占か時効かに無理にあてはめることなく、 分割が一応完了した十九世紀末以降の領土紛争においては、この種の困難な事例が目立ってきた。ところで、先占も にいう無主の地であったのか判然としない場合がしばしば起こりうる。とくに、西欧の列強による領土併合や植民地 であった。しかし、 の完成のためには、 な占有を行ない、 本来の先占がいわば領土権の取得の側面だけを問題にするのに対し、 もともと領有の意思をもって無主の地を占有するとき、ただちに領土権取得という効果を発生すべきもの 別の国が長期にわたって平穏公然と占有を続けることによって、その国 国家の領有の意思と実効的占有の二つを要件としている。この点に着目して、最近の国際判例では、 また、その期間中、従前の主権者の側がこれを黙認することが絶対的な条件である。 実際の領土紛争においては、 一定の時間の経過が絶対に必要であるが(その期間がどれほどかについては、 (つまり時間の要素)を重視するものである。この国家の土地に対する実効的支 係争地域が歴史的にある国の領土であったのか、それとも国際法的 時間の単なる経過は本来なんら意味をもたない。 一九二八年のパルマス島事件仲裁判決において始められ、 いわば両者にまたがる概念ともいうべき「国家的権能の 権利の維持の側面、 (後者) によるその地域に対 妨げられない長期の実効的 すなわち国家の土地 すなわち、先占に 国際法は一義的に (国際司法裁判所 つまり、 時効

判決)において踏襲された。

本稿においては、「先占」観念の前述のような発展に留意しつつ、尖閣諸島が、歴史的に中国の領土であったのか、そ れとも国際法上の「無主の地」であったのか検討することが主たる課題である。 尖閣諸島の帰属をめぐる紛争において、日本側は、日本の措置は先占の法理にかなったものであると主張している。

(二) 尖閣諸島は歴史的に中国の領土であったか

国の領有として認められていたといえよう。つまり、中国の領有の意思が何らかの形で明確に表現されており、また 接近にも困難な無人島に関しては、かりに現実に支配権が及んでいなくても、それを自国領と見なし、 の法理に頼らなくても、十分に中国領として確立していたといえる。今日中国領土を構成する圧倒的な部分は、この 現実に支配権がその地に及んでおり、他国もこれを認め、 これら諸島を自国の領土として考え、そのように取り扱い、他国がそれに対して争っていなければ、それで十分に中 などの冊封使録が書かれた明代の中国及び琉球には、 ていないのであれば、そのことだけで当時としては中国領と見るに十分であったということができよう。しかし、も のとして扱う領有の意思が、 「記憶すべからざる過去よりの旧き占有」によって、中国領として確立したものであり、後世の中国の国際法受容に 近代国際法は、十六、十七世紀に至ってヨーロッパ諸国の間で行なわれるようになったものであり、陳侃、 その地位がいささかたりとも変動したわけではない。尖閣諸島のように、当時としては本土より遠く隔たり 国家の態度としてなんらかの形で明確に表現されており、 国際法の適用はない。それゆえ、その当時にあっては、 争わない状態にあるとき、それは、先占などの近代国際法 他国もそのことについて争っ そのようなも 郭汝霖 中国が

るという一種の時際法的な要請は、より一層強く要求されることになろう。すなわち、 た。裁判所のいう新しい有効な権原とは、前述のように先占の観念が最近に至って変化したことにより、新たに要求 別の有効な権原によって代替 (replace) されなければ、今日においていかなる法的効果をも生み出しえないと判示し 中世にさかのぼる原初的・封建的権原をもっていたにしても、その権原が法の変化にともなって新たに必要とされた 国が当事国であるマンキェ・エクルオ事件の判決で、国際司法裁判所は、たとえ当事国の一方が、係争地域に対して はり先占によって取得したといわれる小笠原諸島や大東諸島、 閣諸島が中国によって明確に自国の領土と認識されてきたのでないかぎり、 するしかたで占有した場合には、 が国際法を受容した後に、そのいずれかの国が(もちろん、別の国であってもよいが)、国際法上の先占の要件に合致 できないような場合には、 しそのような遠隔に位置し、 連の支配権の行使が、 なければならないということになる。日本によってなされた明治二十八年のいわゆる領土編入措置およびその後の一 しも明確ではない無人島嶼については、近代国際法の受容後は新たに国際法の要求する方法によって帰属が確定され よって両国をとりまく国際的な法関係に大きな変化があったのであるから、この新しい有効な権原によって代替され されるようになった実効的占有に基づく権原を意味する。 実効的支配という最近の国際法が要求する先占の要件に合致するものであったかどうか検討 いまだ法的にその地位が明確に定まっていなかったと見るべきであり、その後、 接近が困難な無人の島嶼について、 その時点で国際法上その国の領有に帰したと見るのが正当であろう。 日中双方についていえば、新たに国際法を受容することに 南鳥島などの地位と別に異なるところはない。 領有の意思が国家の態度から明確に看取することが それらの諸島の地位は、 両国間に介在する帰属が必ず 維新後日本が その点で、 日中両国 英仏両 尖 B

るためには、

まず前段階として、中国側が歴史的に尖閣諸島を領土として明確に認識していたかどうかが検討されね

ばならない。

定されるのである。本論文は以上のような構成をもつ。 な法規範を形成してきた。その法規範に照らして見て、日中双方の主張のいずれが支持されるか、相対的に優劣が判 法的に見て妥当であるか評価される。国際法は、過去数世紀の歩みで、曲がりなりにも領土帰属に関してかなり明確 る。すなわち、原資料に基づいてその真偽を判定し、正確で法的に有意味な歴史的事実を選別する。次に、そのよう にして整理された歴史的事実を、領土の帰属に関する国際法規に照合することによって、日中双方の主張のいずれが 本論文では、第一に、紛争の過程においてこれまで日中双方が援用した事実を中心に歴史的事実を吟味し、整理す

第一章 中国・冊封使録における尖閣諸島

第一節 「乃属琉球者」などの記述について

貢船は、一三七二年から一八七九年(明治一二年。この年、日本政府は琉球藩を廃し沖縄県を置き、琉球の中国との 遣し入貢するように招諭したのに琉球中山王察度が応じて、王弟泰期を明に派遣し「臣を称し入貢」(朝貢)したのが 最初である。当初は琉球から毎年進貢船が中国に派遣されたが(一年一頁)、後には原則として二年一貢とされた。 琉球王朝が中国と正式に交渉をもったのは、洪武五年(一三七二年)に明の太祖(朱元璋)が行人楊載を琉球に派

のだけで明代で二四〇回に及んでいる(一三七二年から一五八八年までご) 冊封関係を禁じた。 国の新しい皇帝の登極を慶祝する使節を乗せた船)などさまざまな名目で使船が派遣され、その数は、確認されるも する謝恩使を乗せた船)、護送船(琉球諸島にしばしば漂着する中国人及び朝鮮人を送還するための船)、慶賀使船(中 接封船 (中国の冊封使を迎えるため琉球より派遣される船)、謝恩船 (冊封を受けた謝恩のため、冊封船の帰国に同行 の進貢船のほかにも、とりわけ明代には、琉球から接貢船(中国に赴いた進貢使を迎えるため翌年琉球より来る船)、 VΣ わゆる琉球処分。)までの五○七年間に二四一回(明代一七三回、 清代六八回)派遣された。こ

に派遣された勘合符船の数は一四一九年から一五六四年の一四五年間に九〇回を数えている。また、(ド) 来と思われる物産が少なからず含まれていた。たとえば、琉球から安南・シャム・スマトラ・ジャワ・マラッカなど 球からの進貢船には胡椒・蘇木・乳香といった沖縄では産出しない南洋産の物資や刀剣、漆器、扇子のような日本渡 易の中継地として殷賑をきわめた。すでに元代に(延裕四年(一三一七年))琉球の宮古島の船がシンガポール付近で かったのである。このほかにも琉球は日本、朝鮮、南洋諸島とも活発に交易を行ない、当時の琉球の那覇港は国際貿 中間の交渉はきわめて頻繁であったのであり、なかでも、前述のように琉球の船が中国に赴くことの方が圧倒的に多 交易を行なっていたことが中国史料(『重修温州府志』(一六○五年)巻十八)によって確認される。 までの約五○○年間に二十三回派遣され、そのうち明代が十五回、清代が八回であった。このように、明代の方が琉・ を下して正式に新国王を封ずるため(冊封)、冊封使が派遣されるようになった。冊封使は一三七二年から一八七九年 一方、中国からは洪武五年以後、琉球王朝の国王が死去し新しい国王が即位する際に、前国王を祭り(諭祭)、 船舶の往来が盛んであったことは、倭寇の侵寇が激しかったこととともに記録の伝えるところであ 琉球と日本、 また明朝への琉 勅書

鮮との間の交易、

の船員 は 方の離れ小島とか、又は遠く海中に突出した海角など。が、航路の目じるしとしてきわめて重要視される。速い潮流 よるものであり、 首府福州を発つ前に、琉球の接封船はこれを迎えるため福州まで来るのが慣例であった。そして、経験豊かな琉球人 の上に孤立し、 れたものであった。こうして、季節風に従った航路が発見され発達することになる。このため、「その目標となる沖の めて効果的である。 直線航路を取って進むことになる。その際、 人より学んでいる。そのことは、 そういうわけで、当然に、琉球近海の航路、 かかる理由によるものである。 次でそれは中国人や日本人にも良く知られるようになった。明らかに、中国人は琉・中間の航路について琉球 また航海中も海路上の不明な点をしばしば夷梢に質問しているのが知られる。 (中国人はこれを夷梢と呼ぶ)三〇人を二隻の冊封船に分乗させ、 冊封使が琉球より帰国するときにも、 碇泊も因難といわれる小島嶼である尖閣諸島の存在が、比較的早く琉球人や中国人に知られていたの 水先案内をつとめている。歴代の冊封使の記録を見ると、当時冊封使が夷梢の到着を非常に心強く 風の力が頼りであった。風のない内海に入っていては、目的地に着くのが遅れるので、外洋に出て 日本の元との通交貿易や和寇による広東や福建への侵寇もすべて、この季節風を利用して行なわ 歴代の冊封使の記録によって知られるところである。すなわち、 東南アジアに至る航海には避難すべき港が各所に点在していたが、 毎年決まった時期に一定の方向に強く吹く季節風を利用することがきわ とりわけ琉・中間の航路は、琉球人によって熟知されるようになった。 琉球側は、 謝恩船を同行させているが、その中一○名の夷梢が冊封 彼らが航路の案内をしながら那覇に向かう 明・清時代の外洋航海は帆船に 冊封使が福建省 中国 (福州)

季節風・潮流および航海上の目

尖閣諸島の国際法上の地位

間の航海は、

久米島までは寄港したり避難するのに適した島もなく、

的な針路については、 夏至以後の強い西南風を利用して琉球に至り、冬至以後の強い東北風に乗って福州に帰るとある。また、 標となる島嶼 (特に目印となるような形状・特徴をもった)が特に重要視された。各冊封使録にある往復の時期は、 周煌使録の「針路」の条は次のように記す。 航海の標準

港して、五虎門まで行く。」 航するには、那覇港を出帆して、姑米山を経由して温州の南紀山、台山、里麻山(一名霜山)に向かい、定海所に入 る)、釣魚台、 「琉球は海中に在って、浙江・閩の地勢と東西で相対しており、但、平坦で広く、山がない。船で海中を往くには、 筆者註。) を目標とする。福州から琉球へ往くには、五虎門を出て、雞籠山、花瓶嶼、彭佳嶼 黄尾嶼、赤尾嶼、姑米山、馬歯山で、以上の山は皆、北を目標にして過ぎて、那覇港に入る。福州 (或 平佳に作 へ回

すなわち、福州を出発してからの最初の目標は、 はずである(蓋彭家山為来鍼第一準則)」とある。)これを更に北上すると、「釣魚嶼 Diao Yuxu(和名魚釣島)」があ 近の航海の重要な目標であった(李鼎元使録嘉慶五年一〇月一六日の条に「けだし彭家山は、来針では第一の標準の な目標が「彭家山 Peng Jiashan」である。この「彭家山」は基隆港より約五十六キロの海上にあり、昔から、この付 李鼎元によると島の形状は「三つの山が離れて立っており、筆架のようである。すべて岩山である。 (三峰離立如 台湾北部、基隆港沖合の「雞籠山 Ji Longshan」である。次の大き

に石垣島では)、「ユクン(あるいはヨクン)」、「クバ」の名で知られていた。また、 海の目印として好適の無人島であった。釣魚嶼、黄尾嶼は、琉球名は、「魚釣島」、「久場島」であり、古くから琉球(特 「釣魚嶼」、「釣魚台」、「釣嶼」(あるいは「鉤魚嶼 Gou Yuxu」又は「鉤嶼」)、「黄尾嶼 Huang Wei xu」、「黄毛嶼 皆石骨。)」であり、中国・琉球間の航海のほぼ中間に位置し、きわめて人目につく特異の形状の島であり、 中国側の文献、冊封使録などでは、

Wei xu」、「赤嶼」、「赤坎嶼 Chi Kan xu」といった名前で記されており、琉球では、いつの頃からか、「久米赤島」 Huang Mao xu」、「黄麻嶼 Huang Maxu」などと記されている。また、赤尾嶼は、中国側の文献では、「赤尾嶼 Chi とよばれていたようである。(赤尾嶼は、日本人にも赤坎嶼の名で、琉球を経て中国に至る南路において、また、台湾

や南洋諸島に渡る航路においての目じるしとして、この頃良く知られていたようである。)

際に書かれたのかどうかも疑問である。陳侃の次の冊封使郭汝霖の使録によれば、冊封使録は陳侃より始まるとある る。)陳侃以前に、すでに一〇回にわたって冊封使が派遣されているが、それらの使録は現在残っていない。また、実 われているそうである。その中国人学者は、これをもって、魚釣島を中国人が発見して命名した最初であると主張す て現われる。(台湾の学者の論文によると、すでに十五世紀初め(一四〇三年)の文献『順風相送』に釣魚嶼の名が現 から、中国側の公式の文献で尖閣諸島についての記述が見られるのは、陳侃からであると見てよいであろう。事実、 『籌海図編』や『日本一鑑』などの明代のその後の文献も、陳侃の記録をもって中・琉間の航路の最初の記録と見な 釣魚嶼、黄尾嶼、赤尾嶼などについての記述は、第十一回目の冊封使陳侃の記録『使琉球録』(一五三五年) に始め

かくして、現在見ることのできる冊封使の記録は、 陳侃に始まり、 清朝の同治五年(一八六六年・慶応二年) 琉球

① 陳侃撰『使琉球録』(嘉靖一三年(一五三四年)渡琉)。

最後の中山王尚泰を冊封した趙新までの、次の十三の使録である。

している(後述参照)。

- ② 郭如霖撰『重刻使琉球録』(嘉靖四〇年(一五六一年)渡琉)。
- ③ 蕭崇業·謝杰同撰『使琉球録』(万暦七年(一五七九年)渡琉)。
- 尖閣諸島の国際法上の地位

- 4 夏子陽・王士禎同撰『使琉球録』(万暦三四年(一六〇六年)渡琉)。
- (5) 六年(一六三三年)渡琉)。(以上が明代であり、以下は清代である。) 胡靖撰『杜天使冊封琉球真記奇観』(冊封正使は杜三策、 副使は楊掄。 胡靖は正使杜三策の従客である。崇禎
- 6 張学礼撰『使琉球記』(康熙二年(一六六三年)渡琉)。

7

- 8 汪楫撰『使琉球雑録』(康熙二十二年 ((一六八三年) 渡琉)。 徐葆光撰 『中山伝信録』(康熙五十八年(一七一九年)渡琉。徐葆光は副使、正使は海寶である。)
- 9 周煌撰『琉球国志略』(乾隆二十一年(一七五六年)渡琉。周煌は副使、正使は全魁)。
- (10) 李鼎元撰『使琉球記』(嘉慶五年(一八○○年)渡琉、李鼎元は副使、正使は趙文楷)。

斎鯤・費錫章同撰『続琉球国志略』(嘉慶十三年(一八〇八年)渡琉)。

(1)

- (12) 冊封正使林鴻年、副使高人鑑は、道光十八年(一八三八年)に渡琉したが、その使録は散佚し、今は無い。
- かし、 この時の針路は、次の使録に引用されている。
- (13) 趙新・于光甲同撰『続琉球国志略』(同治五年(一八六六年)渡琉。)

陳侃の

『使琉球録』によると、

十旦、 そこから外洋に出て十日に釣魚嶼を過ぎている。使録に云う。「九月、隠隠として一小山を見る。すなわち小琉球なり。 南風甚だはやく、船は飛ぶごとく走る。しかも海流にしたがって下るのであまりゆれない。平嘉山を過ぎ、釣 陳侃らは嘉靖十三年(一五三四年)五月八日、

福州より閩江河口の梅花所に至り、

は帆が小さく、追いついてくることができず、後に見失った。十一日夕、古米山が見えた。これすなわち琉球に属す

赤嶼を過ぐ。目接する暇がない。一昼夜で三日分の航程を走った。夷舟(同行の琉球船)

魚嶼を過ぎ、黄毛嶼を過ぎ、

るとするのは、 のである。 が、しかし、 については、 明代の外国誌『殊域周咨録』の巻四「琉球国」の部は、陳侃使録のこの箇所をそのまま再録しているが、久米島の箇 するように、 が熱壁山 の使録によると、久米島が当時琉球領であると認識されていたことは明白である。しかし、それより手前の尖閣諸 る者なり(十一日夕見古米山 琉球国に属することを(多分)琉球人にたずねて始めて知ったのである。そして、この記述の方が妥当と思われる。 所は次のようになっている。「十一日至夕始見古米山 からほぼ五〇年後の万歴十年(一五八二年)に、明朝の官吏(行人司行人刑科右給事中)厳従簡によって編輯された とは陳侃等の中国知識人にとっては明白な事実であったのであり、それより先の釣魚嶼・黄尾嶼・赤嶼が中国領であ してたずねてそこが琉球国の境内であることを知った。)すなわち、この史料によれば、陳侃は、久米島に来てそれが (伊平屋島)が「本国(すなわち琉球国)に属する」と述べているようにである。そして、これも後で検討 すでに引用した周煌使録によれば、「温州の南杞山・台山・里麻山(一名霜山)」と記述し、 ある島嶼が中国領であるか琉球領であることが明確に定まっている時はきわめて明快にそのように述べる 実は、 それらの島が中国領であるとは決して述べていないのである。後で詳後するように、冊封使録などの中 当時の明人の琉球来航の経験に比して、朝貢国である琉球国人の渡明経験の方が圧倒的に深かったので 何も語っていない。この記述からは、古米島より手前の島々が琉球領ではないことは明瞭に読み取れ 「陳侃の上記記録の文勢から見ても、また当時の状勢よりしても無理な論断」なのである。 当時、「小琉球」(雞籠嶼)も「平佳山」(彭佳嶼)も、台湾本島ともどもまだ中国領でなかったこ 乃属琉球者)。夷人(琉球人たち)は船に鼓舞し家に達するを喜ぶ。」すなわち、 問知琉球境内」(十一日夕方になって始めて古米山を見た。 また陳侃使録 陳侃の使録 陳侃

陳侃らはその航海について沖縄人の船乗りに任せていたと考えるのが妥当であるからである。また、陳侃使録

によれば、 屋島まで来てしまう。陳侃が心配して夷人(琉球人)に尋ねると、「これは熱壁山 人未嘗親至其地」。そのため、「以訛伝訛」となり、信を置くことができないのである、と述べている。 槎勝覧』等これまでの文献の琉球に関する記述は「百無一実」である。それは何故か。「盖琉球不習漢字 たのではないかと推測させるものである。陳侃は使録でまた次のようにも云っている。『杜氏通典』、『集事淵海』、『星 る。この事実は、我々に、陳侃が久米島より手前の島についても琉球人に学ぶ以前には明確な知見を有していなかっぽ。 達する」と答えている。 この島も亦本国 陳侃の使船はこうして久米島を目前にするところまで来たのであるが、その所で風に流されて北上し伊平 (琉球国)に属する。ただし、本国より三百里離れている。ここより真直ぐ東に行けば日本に (陳侃は、このように一々琉球人に尋ねては、これらの島が琉球領であることを知ったのであ (伊平屋島、 葉壁山ともいう。)で これによって、 原無誌書

我々は、 それより手前の島については、何も語っていないのである。 当時最新の知識であったことを知るのである。)いずれにせよ、陳侃使録は、久米島をもって琉球領とするのであるが、 陳侃が使録に記している琉球に関する知見の多くが、現地で実際に琉人に問い質して得た、中国人にとって

る」という。この表現によると、「赤嶼」が琉球国の境界であるというのであるが、「赤嶼」が琉球国の領内に入るの 赤尾嶼をもって琉球地方の境界をなす島であると述べるが、それより手前の島の帰属については何も語っていない もう一日の風があれば、即ち古米山(久米島)を見ることができるであろう」と記している。すなわち、 次の冊封使郭汝霖は、嘉靖四十年(一五六一年)四月二十九日、福州から梅花所に至って出洋し、「小琉球」、「黄茅」 「閨五月一日、 このように、 郭汝霖は、 釣嶼を過ぎる。三日、 陳侃とは多少異なり、久米島ではなく「赤嶼」が「琉球地方を界する山 赤嶼に至る。赤嶼は琉球地方を界する島なり(赤嶼者界琉球地方山也)。 (島) であ

けであり、 か、 り手前の島々が中国領であるとは一切述べていない、ということが妥当する。 もっとも、当時、全くの無人島であり、絶海の孤島である島を、領域内であるとする考え方があったとは考えられな 境界の外ということになる。(しかし、「赤嶼」までが琉球地方であるという読み方も可能であることは事実である。 を唱えるようとする意図はうかがわれないと考えるならば、これは陳使録と同じことを少しく表現を変えて述べただ が。)結局、郭使録についても、 それともその外であるのかは必ずしも明らかではない。 内実は、 同じこと、すなわち、琉球人の居住する久米島までが「琉球地方」であり、「赤嶼」は琉球地方の 陳侃使録と同じ結論、 すなわち久米島が琉球領であることは確かであるが、 郭使録が陳侃使録を十分参照しており、 それにあえて異 赤嶼よ

をそのまま再録している。 これらの島を見ないまま葉壁山(今の伊平屋島)まで流されている。この使録は、陳侃や郭如霖の使録の針路の部分 更で黄尾嶼を見る。 海路を示している。 (一五七九年)に渡琉した冊封使蕭崇業・謝杰同撰の使録は、「琉球過海図」 それより伍更で姑米山に達す(以下略)とある。 それによると、(前略)小琉球より四更で彭佳山に達し、それから十更で釣魚嶼を見、 従って陳侃使録の「乃属琉球者」や郭如霖の使録の「赤嶼者界琉球地方山也」の記述がこ しかし、彼らの船は、その航海で台風に遭遇し、 で福州から琉球那覇港までの それから四

陽らの使録には、清代の使録にしばしば見られる「溝(又は黒水溝)」の記事が初めて登場する。この「溝」の問題に 四更で黄尾嶼を見、更に七更で姑米山に達すとある。(従って、この時の航海では赤尾嶼を見ていない。)また、夏子 示している。それによると、 万暦三十四年(一六○六年)に渡琉した冊封使夏子陽•王士禎同撰の使録では、「琉球過海図」で琉球までの海路を 小琉球山、 雞籠嶼、彭佳山、 花瓶嶼を経て、花瓶嶼より四更で釣魚嶼に達し、それより

の使録にも見られる。

ついては、次節で別に検討することにする。

代の冊封使の中でも最大規模であり(使録によると三一八名)、かつ最も長期間琉球に滞在した(二五二日間)。 この時の使節団には始めて中国の測量の専門家(豊盛額)が同行している。 条記を次のように引用する。(この書は、 またこれまでの使録の記述に批判検討を加えているが、その中で、 や日本の人士に広く読まれた文献である(島尻勝太郎・前掲論文(注印)一五、一六頁参照。)。徐葆光らは往路、 直接問い質すなどして、 著した『中山伝信録』は、このような自らの見聞を参照しつつ、 航海上の注意などを集録した、 康熙五十八年(一七一九年)、 赤尾等の諸嶼を見ずに那覇に到着している。 航海・ 清朝が派遣した第三回目の冊封使海寶の一行が渡琉した。 針路、 琉球人船乗りのための漢文で書かれた航海指南書である。) 琉球の地理・歴史・文化・風俗・言語全般について詳述したものであり、 程順則が中国福州で版行した、那覇・宮古・八重山と福州の間の各種針路や しかし、 かつ当時の琉球の第一級の学者 針路の条では、歴代使録の中でもことに詳しく、 琉球の程順則の『指南広義』(一七〇八年)の針路 (『中山伝信録」巻四参照)。 この時の使節団の人員は歴 (程順則や蔡温) 副使徐葆光の また、 中国

この引用文は程順則の原文とは多少異なっており、殊に、 山界上鎮山,用単卯針取馬歯山、 用乙卯並単卯針十更、 指南広義云、 福州往琉球、 取釣魚台、 由閩安鎮出五虎門、 甲卯及甲寅針、 用単卯針四更、 収入琉球那覇港。」 東沙外開洋、 取黄尾嶼、 姑米山につけた割注の部分「琉球西南方界上鎭山」 用甲寅或作針十或作更。 用单或作辰針十更、 取雞籠頭船、以下諸山皆同花瓶嶼 取赤尾嶼、 用乙卯針六更、 (彭家山) は原文 取姑米

には見当らない。

『指南広義』の原文は次のようである。

「福州往琉 球 東沙外開船原針十更、 取雞籠頭逃・花瓶嶼並彭家山単型十更、 取釣魚台前面黃麻嶼半過用四更黃尾嶼用甲

針十更赤尾嶼卵針六更古米山単卵針馬歯山及用質針、収入那覇港、卵十更赤尾嶼州之六更古米山北邊用馬歯山北邊用甲卯収入那覇港、

に対し、 う注記を『指南広義』からの引用文中に挿入したのであろう。 (このことは、『中山伝信録』巻四の「琉球三十六島図. らく琉球人学者の蔡温や程順則に直接に問い質して得た知見に基づき、姑米山について「琉球西南方界上鎭山」 まちがいないであろう。 受けて、 この島地をもって終る、 れるのである。 と基準的なものができたが、多分あやまりもなお多いことであろう。」という説明がついていることから十分に推定さ に「葆光はひろく訊ねて事実をひろいあげ、それを総合的に判断し、 る。) そうとすると、この「琉球西南方界上鎭山」は (喜舎場一隆によると、この割注の部分は東恩納本を始めとする七種の伝写本のすべてに見当たらないとのことであ 鎭山」 井上清のいうように「(琉球の国境に位置する) 鎮守の島」 という意味でまちがいはないであろう。 前録の「乃属琉球者」や「界琉球地方山也」よりも、 この徐の注記は当時の琉球の代表的学者たちから得た知見に基づくものなのである。 の表現の含意は、 つまり、 徐は、 ということであろう。 これまでの陳録や郭録の記述 琉球国の領土は古来、 陳録の 「乃属琉球者」や郭録の「界琉球地方山也」の記述を十分に意識しつつ、 徐葆光は、 久米島をもって西南方の限界としており、 『指南広義』からの引用文の中に徐葆光自身がつけた割注と見て (前出)が琉球人の船乗りか接封使者からの聞き書きであるの 蔡温か程順則から久米島についてこのような趣旨の説明を もっと宗教的又は民俗学的な意味合いを持つ また沖縄の人々とくり返し訂正につとめ、 領民の事実上の居住 そして、 「鎭山」の意味 つまり、 「琉球西 やっ といい おそ この

南方界上鎭山」

という注記を入れたのであろう。

彼は、

地理的には八重山の諸島が琉球の西南方の境界であることを

古来、琉球人が居住する琉球国の領地の限界を成してきたことを、琉球人学者よりの知見に基づき、いく分か宗教的・ 改めて書き記す必要のないことであった。)徐が久米島に「琉球西南方界上鎭山」という注記を付したのは、久米島が はこのような記述はなく、徐葆光自身が引用文の中に挿入した割注である。『指南広義』の原文には、久米島について は、『指南広義』からの引用文の中の「姑米山」の箇所に割注として付されているが、実は、『指南広義』の原文中に 島」)以上より、『中山伝信録』の中の「琉球西南方界上鎭山」という記述に関する結論は次のようである。この記述 十分承知しているのである。 また赤尾嶼についても、「琉球西南方界上鎭山」とか「乃属琉球者」とか「界琉球地方山也」といった記述は本文 割注としても見当たらない。(もちろん、この点は、程順則等琉球人にとって、当然の事実であって、 (彼は、正確に八重山をもって「琉球極西南属界」と記述している。 (巻四

球地方山也」に同じく、久米島までが琉球人の居住する琉球国の領土であると明確に述べているが、それより手前 趙新・于光甲同撰の『続琉球国志略』では、後述するように、道光十八年(一八三八年)の針路についても、同治五 いないのである。 民俗学的意味合いを持たせてこのように表現したのであろう。結局、この表現はこれまでの「乃属琉球者」や「界琉 『指南広義』をそのまま引用し、「釣魚台」となっている。これが、その後の冊封使録に影響を与えて、 黄尾嶼、 趙文楷使録、斎鯤使録はすべて「釣魚台」という島名が記されている。これに対して、最後の冊封使録 (なお、付言すると、これまでの冊封使録では、すべて「釣魚嶼」であったが、『中山伝信録』では 赤尾嶼については、それらが琉球に属さないことは明らかであるが、それ以上のことは何も語って 周煌使録、

年(一八六六年)の針路についても、「釣魚山」と島名を表記している。)(もう一点、『中山伝信録』では、

奇妙なこと

釣魚台→黄麻嶼→黄尾嶼→赤尾嶼→古米山…となっており、黄麻嶼と黄尾嶼が別の島として表記される錯簡が看

から、 史料に、「クバジマ」という琉球名が記されていることは、見逃せない重要な点であるが、この点は後に「島名」の問 要がなくなったことに起因するように考えられる。次に、これも冊封使録にしばしば登場する「溝(又は郊)」の記述 至る航路が利用されていたことが知られる。(福建至太平山 題として検討することにする。 の中の黄尾嶼の琉球名「クバジマ(久場島)」を漢字で表記したものであろう。一七一九年という早い時期の中国側 について検討を行ない、 「琉球西南方界上鎭山」(徐葆光))は一切見られなくなる。このことは、おそらく、歴代の冊封使録やその他の知見 「古米山並姑巴甚麻山」を経て温州の南杞山に至る航路が記されてある。この「姑巴甚麻山」は、明らかに尖閣諸島 この『中山伝信録』を最後に、冊封使録には、この種の記述(「乃属琉球者」(陳録)、「界琉球地方山也」(郭如霖)、 さらに、『中山伝信録』には、同じく『指南広義』を引用して那覇港より福州に向かう冊封使にとっては帰路の条に、 周煌撰の『琉球国志略』の巻四も『中山伝信録』と同様に、福建から釣魚台を経て宮古島に至る航路を記載する。 福建より台湾を経て八重山に至る航路も知られていた。(「由福建台湾彭家山 用乙辰鍼 琉球国の領域に関する知識が中国に於て定着し、久米島をもって琉球国の領域内に入ることを一々明記する必 最後に、中国の冊封使録より、尖閣諸島の帰属についてどのような結論が引き出せるかまと また、これも『指南広義』からの引用であるが、当時福建から魚釣島を経て宮古島に 自東湧開洋至釣魚台 北風用単卯並乙辰鍼可達」)同じ 至八重山」)次の冊封使 0

めてみることとしよう。

第二節 「郊」(「溝」)についての検討

こを無事に渡るのは大変な難事であるという趣旨のことが書かれている。黄尾嶼から赤尾嶼にかけての海域は台湾島 使録に再録されてある。それによると、船が西から東に往くとき、あるいは東から西に還るとき横浪萬余里の難所が 日久米島に達した。ここでいう前使録の補遺とは、謝杰著『琉球録撮要補遺』を指すが、それは、夏子陽・王子禎の 遺に『蒼水ヨリ黒水ニ入ル』とあるが、まさにその通りだ」と言っている。一行はこのような難所を過ぎて、二十九 浪狂い舵牙連折す。連日過ぐる所の水皆深黒色。あたかも濁溝の積水の如く、又靛色(濃藍色)の如し。 嶼)、花瓶嶼を過ぎ、二十七日午後には釣魚嶼に達する。そして翌二十八日には黄尾嶼を過ぎるが、その夜「風激しく られる「溝(又は郊)」の記事が初めて登場する。それによると、夏子陽らは、往路五月二十六日に平佳山 を離れて滄水に入るところが「中国之界」である、というのである。(「二十九日、隠隠望見一船、衆喜謂有船、 する迄進むという針路を取った。夏子陽らの船もそのように進んだが、同年十月二十九日航海中遠くに一船が過ぎる 風の関係から往路とは別の進路を取って帰国した。すなわち久米島からほぼ真直に北上し、次で西航し中国本土に達 の両側から来る黒潮が一つに合流するところで、帯状をなす黒潮の激流を横断しなければならない航海の難所であり、 ある。ここは、往路ならば、滄水を去って黒水に入る所、あるいは帰路ならば黒水を去って滄水に入る所であり、こ 「黒水溝」とよばれていたようである。夏子陽らの使録は、その帰路の条でも黒水溝について記述する。 明末の万暦三十四年(一六〇六年)に渡琉した冊封使夏子陽らの『使琉球録』には、清代の冊封使録にしばしば見 舟夫たちは、 船が見えたのであるから、 中国からもはやそんなに遠くはないと喜び、また、 彼らは 前使録の補

中国不遠、且水離黒入滄、必是中国之界」(巻上、使事記))これからすると、帰路において黒水から滄水に入ったと 間の大洋とよばれるところを通過したとき、「則水離黒入滄、必是中国之界」と述べたのであった。 島と台湾の間にある。前者は大洋と、後者は小洋とよばれていた。夏子陽一行は、帰路においてこの厦門と澎湖島の 海道」)によると、中国と台湾の間には黒水溝が二つあり、その一つは福建省の厦門と澎湖島にあり、もう一つは澎湖 思われる位置(「黒水溝」)は中国大陸からそれほど遠くないところで、そこが「中国之界」であると感慨を込めて述 べているのである。(「此数日舟人望山之切、誠不啻饑者之飲食嬰児慕慈母也」)かくして、夏子陽使録によると、「黒 台湾を過ぎて中国大陸にほど近い中国近海と推定されるのである。『続修台湾県志』(嘉慶十二年刊、巻一「地志・ 往路においては、 台湾島より先の黄尾嶼を過ぎ赤尾嶼にさしかかるあたりであるのに対し、 帰路において

嶼を見ていない(「巳離梅花所七日 不見一山」)。張学礼もまた「溝」について記述する。すなわち、 じく、中国大陸からそれほど遠くない台湾海峡にさしかかったあたりである。つまり、張学礼の一行は、福建から出 あたりが水洋を分かつところで、その天の下が中外を界する所であるというのである。これも、夏子陽らの帰路と同 海の色が深青色に変ったところで「大洋」(前出)に入ったのであり、海面に白水が一線に長く南北に横たわっている 頃之有白水一線横亘南北 洋して二日後の るのである。その位置は、 清朝の派遣した最初の冊封使張学礼は康熙二年(一六六三年)に渡琉したが、その往路において、 まだ中国大陸からそれほど遠くない所で「大洋」に入り、そこを「中外を界する所」(界中外者)と述べ 「初九日 舟子曰『過分水洋矣 浪急風猛水飛如立 明らかに夏子陽の帰路に同じく、台湾海峡にさしかかったあたりなのである(黒水溝の一 舟中人顚覆呕逆 此天之所以界中外者』」と。すなわち、舟子が云うところによれば、 呻吟不絶 水色有異深青如藍 舟子曰『入大洋矣』 往路の福建を開 釣魚嶼などの島

つ、一大洋し

使の中で最も早い三日の航程で那覇に到着している。その使録『使琉球雑録』にも「溝」の記述がある。すなわち、(ミロ) ど今の所がこれに当たる。これはあてずっぽうではない。ここでは供物を食し、兵戦のさまをなし、恩咸ならび行な 暫く行なった。ここで汪楫が船長か誰かに質問した。「郊とはどういう意味であるのか」。相手が答えた。「中外之界也」 鉦を鳴らし皷を撃ち、兵士たちは船中でよろいや甲をつけ、刀を抜きふなばたに伏して敵を禦ぐ動作をした。これを に激しい。生きた猪と羊各一匹を海中に犠牲として投じ、五斗の米で粥をたいて供え、紙で船を作ってそれを焼いた。 はずなのに、赤嶼に達した。まだ黄尾嶼を見ていないのである。薄暮、「郊(或ハ溝ニ作ル)」を過ぎた。風濤が非常 ぎた。(彭佳山から釣魚嶼までほぼ十時間で来ている。)……二十五日、 島を見た。 まさに黄尾嶼が先で赤嶼が後である 版図に含めた。汪楫らは、当時、台湾攻略のため福州に配備されていた戦船を封舟として使用したためか、歴代冊封 鄭氏は清朝に降伏し、翌年(康熙二十三年)には、清朝は、台湾府を設置し福建省に隷属させ、台湾を正式に中国の である(ここでは黒水溝、 う儀式をなすのである」と。すなわち、朝に赤嶼を過ぎてその夕方(つまり、赤嶼から十時間ほど進んだところで)、 わざ「郊」という語を用いている(もっとも、割注で「或ハ溝ニ作ル」と説明しているが。)。そして、その「郊」と 行は、往路六月二十四日早朝に島を見た。すなわち彭佳山である。……辰の刻に彭佳山を過ぎ酉の刻に釣魚嶼を過 清朝の派遣した第二回目の冊封使汪楫は、康熙二十二年(一六八三年)に渡琉した。この年、 汪楫がまた尋ねた。「その界は何によって見分けるのか」。相手は答えた。「推量するだけである。しかし、ちょう (あるいは溝)」を過ぎ、郊の祭りを行なった。そして、「郊」とは「中外の界」の意味であると説明しているの すなわち、 海水の色が深黒色に変る所であるという説明はなされていない。) 汪楫は、 台湾を統治していた

は 愼重な検討が必要である。そのためにも、その後の冊封使録が「溝」についてどのように記述するか先ず見ておくこ うことである。「郊」とか「中外の界」という言葉は我々にそのような印象を与える。この解釈が妥当であるかどうか ために用いられているのか、すなわち、ここで、中国領が終り、 「中外の界」 の意味であるという説明を行なっている。ここでの重大な論点は、これらの語が国の領界を指 琉球領が始まるということを意味しているのかとい 示する

ら緑色に変る所で、「溝」を通過し、海神を祭った(「是日 海水見緑色 尾嶼などを見ず、また、「溝」についての記述もない(巻一、前航海日記)。帰路の条では、 汪楫使録の次の冊封使録は、 徐葆光の『中山伝信録』である。 それによると、 夜過溝 祭海神」)と記す(巻一 一行は、 往路、 簡単に、 釣魚嶼、 海水が蒼黒色か 黄尾嶼、 後航海日 赤

ととしよう。

ろをすべて「溝」に改めている。 ばならない、と。 国の閩海との界である(「海面西距黒水溝 巻五には次のような記事がある。 _ 郊 次の冊封使全魁は、乾隆二十一年(一七五六年)に渡琉した。副使周煌撰の『琉球国志略』によると、 往路雞籠山頭より釣魚台を過ぎ、翌日「赤洋」を過ぎ、その夜「過溝、祭海」し、 に関する記述を要約し、 赤尾嶼は見ていない。)また、帰路、久米島を出て十一更ほどで「過溝、祭海」している。 また、巻十六「志余」では、これまでの使録の不備を補正しているが、そこに、 これを「過溝」とし、また「問溝之義」とするなど、汪楫が「郊」としているとこ 琉球の周囲は皆海である。 與閩海界」)。福建から琉球に至るには、必ず滄水を経て黒水を渡らなけれ 西方の海は黒水溝によって距てられている。 次の日久米島に達している。 前述の汪楫の使録 また「志略」の 全魁らの一 黒水溝は中

見すれば、神に酬い海を祭る。慣例に従い生羊豕を投じ、紙帛を焚き、酒を供えるが、兵戦の動作をすることはない、 球の西に黒水溝があり、 中の一〇月六日には、 ている。これが黒溝であろうか。自分が目撃するところでは、何ら他と異なるところがない。単なる耳食に過ぎない 帰路久米島を過ぎて進み、 いていの場合、 わすものは少ない。また舟に乗っても舟酔いもせず、親しくその目で見てその所見を書き誌す者はもっと少ない。た れを渡らなかったが、なぜだろう。李鼎元はこれに次のように答える。航海するものは多いが、その見聞を書物に著 次の冊封使趙文楷は、嘉慶五年(一八〇〇年)に渡琉した。 翌日、 溝がどこであるかを知らず。琉球人の夥長(航海長)が云う。伊等往来して黒溝あるを知らず。 皆石骨。無数の白鳥が舟の周囲を飛ぶ。夜に入る。舟人が黒水溝を祭ることを禀す。開洋からしてすでに三日だ 一蹴している。 琉球人が年に一度航海していて黒溝を知らないのだから、黒溝は無いと云うべきであろう、と。さて、一行は、 赤尾嶼を過ぎる。黄尾嶼は見ていない。(このことでも、李は琉人夥長に質問している。)また、 誰か一人が唱えると、衆人之に唱和する。耳食の談(うわさ話)をすべてそのまま信ずることはでき 雞籠山、花瓶嶼などは見ず。彭家山を見て進み、釣魚台を見る。釣魚台は、三峰離立し、 帰国の準備をしながら、従客と次のような問答をする。従客が李に次のような質問をした。 中国の閩海との界であると聞くが、琉球人はそれを知らない。また我々の今度の航海でもこ 一日中一羽の鳥にもあわない。ここで海面を見ると深黒色で、 副使李鼎元撰の『使琉球記』 天と海とが遥かに遠く接し には、次のような記述が ただ釣魚台を望 琉球滞在 琉

の往路について大意次のように述べる。釣魚台を通過するあたりで、大海は「黒溝之洋」と変わる。この黒溝はむや この時の冊封正使趙文楷の『槎上存稿』には、「過釣魚台」と題する長詩が載せてある。 それによると、 趙らの一行

の一路安全を祈願して海神を諭祭するといった内容で終始している。(旣) 行事を行ない、 れに呑み込まれないとも限らない。それで、過溝に際しては生きた豕羊をそのまま海中に投下し、兵戦のさまをなす みやたらと径跨すべきものではない。 という内容である。ここには、まったく国の内外の界の意味はなく、航路中の難所にあたる「黒溝」において、 海神を諭祭する。そのうちに、雲が晴れて天が開けて、そこに古米島が見えてくる(見姑米之一柱) 雷隠々として下に在り、また、 竜がひそんでいて、それが雲の如く現われてそ 航海

海を祭っている。「溝」についての記述は、この冊封使録をもって終わり、最後の使録、趙新・干光甲の使録には、「溝」 梅花嶼の順に過ぎて、五月十三日天明に釣魚台を見る。その日の午の刻に赤尾嶼を見る。それから四更五(十時間位 嘉慶十三年(一八○五年)の冊封使斉鯤は、『続琉球国志略』を著している。斉鯤は、 海神を祭るとある。(黄尾嶼は見ていない。)帰路には、久米島を過ぎてから二日目の夕方、 往路、 半架島、 二林山 溝を通過し、 花瓶嶼、

に関する記述は見られない。

以上、

いくつかの冊封使録に見られる「溝」についての記述をまとめると、次のように言えるであろう。

1 が中国伝説でいう「黒水溝」であるのか否か冊封使の間で大いに議論された。黒水溝の伝説に基づく「過溝・祭海」 の儀式は明末の夏子陽以来行なわれてきており、とくに汪楫一行の航海時には厳粛に執り行なわれた。 ら琉球へと往復するとき、琉球の西方、赤尾嶼付近で、必ず帯状の黒潮の強い流れを渡らなければならないが、それ した経験主義者の李鼎元は、年に一回渡海している琉球人が知らない「黒水溝」は俗信でありうわさ(耳食の談)に 「溝」についての記述は、明末の夏子陽使録に始めて現われ、清代の冊封使録には盛んに登場する(張学礼、 周煌、 李鼎元、 趙文楷、 斉鯤の各使録)が、斉鯤の使録より後には「溝」の記述は見られない。中国か しかし、 徹底 汪

の存在は清代後期には否定されたものとみるのが妥当であろう。赤尾嶼を過ぎたあたりは、 すぎないと、 たのは、ひとつにはこのためである。)中国人は、この寒流の方を黒水溝と称し、暖流の方を紅水溝と称した。 り、その横断に昔から非常な苦労をした。(台湾が中国本土に地理的に近いにもかかわらず、中国人による開拓が遅れ て呼ばれたものである。 そのことから「黒水溝」と呼ばれるようになったのであろう。元来、「黒水溝」は、台湾海峡にある航海の難所につい トルの深い海溝に変わる所であり、海水の色も青色から深黒色に変化する。まさに「蒼水ヨリ黒水ニ入ル」所であり、 大陸が張り出した大陸棚上に位置する水深二〇〇メートルまでの浅海から、急激に水深一、〇〇〇~二、〇〇〇メー 来る黒潮の合流するところで、潮の流れも激しく、海が荒れることが多く航海の難所であった。また、ここは、中国 さ八十余里ばかり、 し」とある。また、『台湾県志』の地志は次のように記す。「按ずるに、黒水溝に二あり。 庁志』の封域志によれば、「黒水溝は流れ急にして溝深く、勢稍々窪める如し(このことから「溝」と呼ばれた。筆者 いはまた両者とも黒水溝とよび、前者を黒水溝(大洋)と呼び、後者を黒水溝(小洋)とよぶこともあった。)『澎湖 「過溝・祭海」と一言で片づけられており、その以後の冊封使録には「溝」の記事は全く登場しない。すなわち、「溝」 過ぐる者必ず香楮を焚き、風に乗じて疾行し、流れを乱して渡る。遅ければ波濤衝撃し、針路の差失を致し易 琉球海域におけるその存在を否定する。この明快な議論に強く影響されてか、 澎厦分界の処と為す。水黒くして墨の如し。名づけて大洋といふ。 台湾海峡には、中国本土と澎湖島との間を寒流が走り、澎潮島と台湾の間に暖流が流れてお その澎湖の東に在る者、 その澎湖の西に在る者、広 次の斉鯤らの使録では、 台湾島の両側から流れて

洋は風静かなる時尚ほ椗を寄すべきも、小洋は椗を寄すべからず。その険大洋に過ぐ。…」とある。(以上の記述は、 亦八十余里、台澎分界の処と為す。名づけて小洋といふ。小洋の水は大洋に比すれば更に黒く、その深さ底なし。大

主として伊能嘉矩著『台湾文化志』中巻(昭和三年)八八八~八九〇頁に拠った。)

いは 関心を呼ぶようになったのであろう。これが、やがて琉球に渡海する冊封使にも伝えられて、琉球への航海中の難所 によると、海上で遭難に遭った際に安全を海神に祈願する「划水仙の法」というのが、福建・台湾において広く行な 溝が「澎厦分界の処」とか「台澎分界の処」とされているのにならったものであろう。(しかし、台湾海峡を流れる「溝」 われていたようであるが、それは汪楫使録などの記す「郊」あるいは「溝」の祭に類似する。(伊能嘉矩著前掲書(中 王士禎同撰の使録(一六○六年)から李鼎元撰の使録(一八○○年)まで)に、「溝」についての関心が集中している をこれにならって「溝」とよぶようになったものと思われる。ほぼ明末から清代の中期にかけての冊封使録(夏子陽・ 明末から清初にかけて、中国人による澎湖島、次いで台湾の開拓が進むにつれて、台湾海峡にある黒水溝の存在が 海峡を隔てて対峙する澎湖・厦門の分界であるというのと、広大な東支那海において「溝」が「中外の界」ある 「閩海との界」であるというのとでは、大分感じが違うように思えるが、如何であろうか。)また、『台湾県志』 この間の事情を物語るものであろう。また、「中外の界」、「閩海との界」などの表現も、台湾海峡において黒水

巻) 四一二、四一三頁。)

れている。それゆえ、歴代使録の中で汪楫使録のみが「郊」の語を使用するが、その用語法はその後の使録におい の「郊」としている箇所をすべて「溝」と書き改めている。そして、それ以後の使録ではすべて「溝」の語が用いら して歴代使録中最高の出来と評されている)では、これ迄の使録の不備を補正した箇所(巻十六「志余」)で、汪楫録 すべて「溝」の語を用いる。しかも、汪楫より二代目の周煌使録(周到な用意の下に編集された使録であり、 「郊」の語を用いるのはただ汪楫使録のみであり (汪楫自身も「或ハ溝ニ作ル」と割注する)、それ以後の使録は 史料と 7

明確に否定されたと判断してよいであろう。

3 祭海の儀式を行なっていない。ただ、琉球人舟乗りたちは釣魚台を望見するとき慣例に従い神に酬い海を祭っている の帯状の黒潮を横切るところ)を「溝」とするのがほとんどである(夏子陽、汪楫、周煌、 理であると結論できる。 問視されるようになるのであって、「溝・郊」の記述をもって中国・琉球間の版図決定を論拠とすることはとうてい無 海峡の中国大陸と澎湖島の間の部分、といった具合にまちまちであり、しかも、後代になると「溝」 至る)。このように、「溝」の位置としては、⑦尖閣諸島の赤尾嶼あたり(往路)、⑦久米島を出てしばらく進んだ琉球 ないのもかなりある(張学礼、汪楫、李鼎元。李鼎元は、前述のように、このことから「黒溝」の存在を否定するに 米島を過ぎてから二日目の夕方」(斉鯤))のが多い(他に、徐葆光も)。また、復路では航海が順調で「溝」の記述が やはり黒潮の流れで、赤尾嶼よりも先の琉球の西の海域を「溝」とする(「久米島を出てから十一更ほど」(周煌)、「久 台湾海峡の澎湖島と大陸との間を「溝」(「大洋」) とする。夏子陽の復路でも同じである。他方、 という琉球人夥長 往路「溝」を見ていない)。もっとも、 「溝」の実際の位置について 釣魚台という島そのものが信仰の対象であったことが示唆される。)これに対して、張学礼は、中国大陸に近い、 (復路)(往路よりもずっと北寄りで黒潮を横切り、 (航海長)の言葉が紹介されている。(この言葉からは、琉球人渡海者の間では、 往路では、 李鼎元の記述は微妙である。李らの一行は、往路、「溝」を見ることができず 釣魚嶼をすぎ赤尾嶼に差しかかったあたりの海域(つまり、琉球の手前 そのまま中国大陸にぶつかるまで西航する。)、⑦台湾 李鼎元、斉鯤。 冊封使船の復路では、 実は の存在自体が疑 「溝」ではな 徐葆光は

「中外之界」について 汪楫使録によると、赤嶼(赤尾嶼)を過ぎたあたりで風濤の非常に激しい「郊」を通過

黒水に変化する)水域のことであり、強いて言えば、中国の近海から琉球の であった。このやりとりで分かるように、汪楫自身が「郊」すなわち「中外之界也」と明確に断定しているのではな 量するだけである。しかし、ちょうど今のところがこれに当たる。これはあてずっぽうではない。……」という答え 外之界也」という答えが返ってきた。そこで汪楫が「その界は何によって見分けるのか」と重ねて尋ねると、「ただ推 なうが、その「郊」とはすなわち「中外之界也」と耳にしたことをただ書き記したのである。かように、「中外之界」 には国境の内外という政治的・領域的意味はきわめて稀薄であり、中・琉間の航路に於て海流の変化する(滄水から い。あくまでも聞き書である。赤尾嶼を過ぎたあたりの風濤が非常に激しい海域を「郊」とよび祭海の儀式をとり行 祭海の儀式を荘厳に行なった。ここで汪楫が船長かだれかに「郊」とはどういう意味であるのか質問すると「中 (近)海へと変わる海流・水径の内外の

所以界中外者」である。すなわち、中国の近海から外洋に出るあたりの「黒水溝(大洋)」を中外を界する所と表現す である。福建から開洋して二日後の、海の色が中国沿岸特有の緑色から深青色に変わるいわゆる「大洋」が「此天之 当時の中国に領海の観念はなく、ごく観念的に中国の沿岸海を考えているのにとどまる。)張学礼使録についても同じ 入る地点が「中国の界」であるというのである。つまり、外洋から近海に変わる所が「界」なのである。(もちろん、 い黒水を離れて滄水に入るところが「必是中国之界」であろうという。すなわち、黒水の外洋から滄水の中国近海に この点は明代の夏子陽録に於いても同じである。それによると、一行の帰路において、 中国大陸からさほど遠くな

方、周煌使録によると、琉球の周囲は皆海であり、西方の海は黒水溝によって距てられている。黒水溝は、 琉球

の近海と中国の閩海との界である。(「海面西距黒水溝 與閩海界」)同じく、李鼎元使録にも、 琉球の西に黒水溝があ

それが中国の閩海との界であるという記述が見られる。

領域を意味するものではなかった。しかも、清代後期のように帆船による航海が航速を増し安全性が増大するにつれ とが明らかにされた。かくして、赤尾嶼付近の海域について「溝又は郊」とか「中外之界」といった記述があること 海」といった)と外洋か琉球近海との間の、かなり漠然とした「海域の間の境界」を意味する比喩的な表現であるこ 土的•政治的な意味での中国と他国との境界の意味で用いられたのではなく、「溝」の存在を前提とした、中国近海(「閩 としてその存在が否定されるに至ったようである。「中外之界」の記述についても同じことが言え、この語は明確に領 て「過溝・祭海」の儀式も意義を失い慣例として形式的に行なわれるか廃れてしまったようであり、「黒水溝」も俗信 よう。「溝・郊」は海路上における海水や海流などの変化によって生ずる海道とか水径を指すものであり、決して国の 以上、「溝又は郊」とか「中外之界」といった記述について検討を行なってきたが、次のようにまとめることができ

確に認識していたことは冊封使録からも明瞭にうかがわれる。たとえば、『中山伝信録』の「針路」の条には、「琉球 は「外国列伝」の中に入れられているが、康熙二十三年(一六八四年)に清朝が正式に台湾をその版図に収めると、 て挙げるならば、 をもって、尖閣諸島を中国領と断定する論拠にはとうていなりえないと結論できるのである。 『清史稿』では台湾を、広東や福建などと同じ中国の行政単位の一つとして扱っている。中国が自国領土の範域を正 古くから統一帝国を形成してきた中国では、その版図や領界に対する認識や意識はきわめて明確かつ確固としたも 中国の地方志を見ても、 明代には台湾は中国の版図には含まれておらず、東蕃と呼ばれていて、中国正史である『明史』で その版図 (「封域」・「交界」) に関する記述は正確で具体的である。

び鳳尾山に到着する。この二島はいずれも(中国)台州に所属する。封舟が福建に帰る針路は、本来、 目標としている。……」と、魚山、鳳尾山、南杞山などの島が中国領であることを明確にしているのである。 であることを明確にする。また「後航海日記」を見ても、「(十月)二十四日辛酉、日出に単甲の針路で一更。 から福州へ帰るには、 姑米山を出発して、必ず温州の南杞山を目標にする」とあり、 南杞山 (島) が中国の温州所属 温州南杞山 魚山及

外山(中国沿岸の島)を見る。未刻、南杞山を見る」と記す。他にも「温州の山(島)」(斎鯤使録)、「台温地方」(夏 録(趙新)も、道光十八年(一八三八年)の先代冊封使の帰路について述べる箇所で、「(十月十八日の)辰刻、 とある。このように、 辰卯の風。 「台州の石盤山」、「温州の南杞山」といった表現で、それぞれの島が中国領であることを明確にする。 李鼎元使録でも同じである。「巻六」の一行の帰路の記事を見ると、嘉慶五年(一八〇〇年)「十月二十九日戊寅。 微風。濃霧。針路はそのまま。巳の刻にやや晴れたが、温州南杞山があらわれた。船員は大喜びであった」 南杞山が中国温州所属の島であると明確に記述する。 周煌使録(「巻五」)では、「浙江の山」、 最後の冊封使

子陽使録)といった表現も見られる。

雞籠嶼であったのであり、彭佳・花瓶・棉花の三嶼は清代を通じて中国の行政範囲には入っていなかった。(これらの 湾が正式に中国の版図に入ったのは、 島の帰属については一切明らかにしていない。しかし、この記述の仕方はむしろ正確であると言うべきであろう。 前を順に記し、久米島に至って始めて琉球所属の島(「乃属琉球者」)と説明するのみである。つまり、 これに対して、 花瓶嶼、 各冊封使録の往路の条は、福建を開洋してから、小琉球山(台湾)、雞籠嶼(台湾北部の基隆港内)、 棉花嶼(これら三嶼は基隆港沖合にある)、釣魚嶼、 前述のように康熙二十三年(一六八三年)であり、それ以後も台湾府の北限は 黄尾嶼、 赤尾嶼、 と航路の目標となった島の名 赤尾嶼までの

う。かくして、中国領であることが明記されている南杞山、 ことなく、他方、復路の南杞山、石盤山などについては中国所属と明記するのはきわめて正確な記述であると言えよ らが、これらの島について関心を懐き記録にとどめているのは、あくまでも帆船による航海における航路上の目印と 方海上にある釣魚鱮、黄尾嶼、赤尾嶼が中国領であるとは、冊封使たちは一人として考えもしなかったであろう。(彼 島が正式に台湾の行政範囲に編入されたのは、日本統治下の明治三○年代であった。)ましてや、それよりはるかに北 として見なされていたことが判明するのである。 注記されている(「乃属琉球者」)久米島との間に中間に位置する尖閣諸島は、そのどちらにも属さない「無主の地」 しての価値からであった。)したがって、冊封使録がこれらの往路の島々については、その帰属について一切言及する 石盤山その他の「中華外山」と、他方、琉球に属すると

第三節 島名の問題

十七、福建省に六つある。このネーミングは一つの系列をなしている」と。たしかに、中国においては、一般に大き た、「嶼というシマは日本にはなく、黄尾嶼、赤尾嶼を別にしても、嶼というシマは、台湾省の周囲に六つ、澎湖島に 明らかに和名であるのに対し、尖閣諸島の黄尾嶼、赤尾嶼、釣魚嶼といった島の固有の名称はまさに中国である。ま 意思を物語るものであろうか。高橋庄五郎は、尖閣諸島の島名の問題について次のように論ずる。沖縄の島々の名が な島には、 陳侃以後の冊封使録に、尖閣諸島が釣魚嶼、 澎湖島 金門島、 香港島、舟山島、 厦門島などと「島」を用いるのに対し、ごく小さな島には、花瓶嶼、 黄尾嶼、赤尾嶼などの名称で記述されている事実は、中国側の領有の

棉花嶼、彭佳嶼などのように「嶼」をつけている。これに対して、日本や沖縄では、小さな島でも古来「―島 (シマ)」

とよんできた。したがって、中国側の文献に見られる釣魚嶼、 をもって、中国側がこれらの島を自国領として明確に認識していた証左として見てよいのであろうか。 のであるという議論には説得力がある。しかし、それでは、これらの島が中国側の文献に中国名で現われている事実 黄尾嶼、赤尾嶼といった名称が中国人の命名によるも

の冊封使たちが必ず参照した最初の公式記録となった。 なかったのであり、最初のうちは往復の海上針路も一定せず、航海上の知識もきわめて貧弱であったものと想像され 同時期に琉球の船が中国に赴いたのと比べると比較にならないほど少なく、また、明代以前には長く琉球との交通は 知するところであった。これに対して、冊封使船が中国から琉球に向けて派遣されたのは、陳侃以前に一〇回であり、 時原則として一年一貢であった)、通交開始後ほぼ一六○年を経た陳侃の頃には、中•琉間の航路も琉球人渡航者の熟 録』以来である。ところで、明代の中・琉間の通交においては、琉球の舟が中国に赴くことの方が圧倒的に多く(当 **諭祭・冊封の儀式の行ない方などについて調べたが、ほとんど得るところがなかった。そういうわけで、陳侃らの一** 中国の公式の記録に尖閣諸島の記述が現われるのは、前章で見たように、一五三四年渡琉の冊封使陳侃の 陳侃以前の冊封記録は火災によって焼失したものと見え、陳侃は出発までの約二カ月間、往復の航路、琉球での 往復の針路についてまったく琉球人に頼るところとなった(「海道往来」皆頼夷人為之用」)。陳侃は往復の海上 琉球での冊封の典礼、 琉球の風俗習慣、言語などの知識を使録に書き留めたのであるが、それはその後 『使琉球

易に連想されることは、途中の「釣魚嶼」、「黄毛嶼」、「赤嶼」についても琉球人の乗員より知識を得たのではないか 前に検討したように、 琉球を経て日本に至る航路があることなどを、一々琉球人の乗員に問い質して知識を得ている。このことから容 陳侃は、往路の船中において、久米島が琉球に属すること、伊平屋島もまた琉球領であるこ

うに、当時の事情は「盖琉球不習漢字 原無誌書 華人未嘗親至其地」であった。) 始まってから、これらの島の存在は、往来する双方の側の舟夫、とりわけ往来の頻繁な琉球人舟夫によって知られて 中にこれらの島を実見したとき、これらの島がどう呼ばれているのかを同船の舟夫(おそらく琉球人の舟夫)にたず と見ることは、先に述べたような当時の事情からいってかなり無理があるように思われる。やはり、陳侃がその航海 ということである。陳侃の航海以前に、これらの島の存在が中国人に良く知られており、明確に名前も定まっていた いたが、彼等は文筆のあるものではないため、陳侃が渡航するまで記録されなかったのである。(陳侃が述べているよ ね、それをそのまま漢字で書き記したものが「釣魚嶼」、「黄毛嶼」、「赤嶼」という島名であろう。中・琉間の交通が

の『南島探検』にも「無人島・久米赤嶼(くめあかしま)」の名前で記事がある。)黄尾嶼は、陳侃使録では「黄毛嶼」、 米島に接近することから沖縄方名で古来から「クミアカシマ」とよばれていたようである。明治二十六年の笹森儀助 通称といわれる「久米赤島」に一致する。(島の土質に赤土が多いことから、また、釣魚嶼・赤尾嶼に比べてかなり久 名は鳥の外観によるものであり(「見赤尾嶼(嶼方而赤」(「嶼は四角くて、赤く、東西に突出し、中央はへこんでおり、 く)漢字で「釣魚嶼」、「黄毛嶼」、「赤嶼」と命名したのであろう。このうち、「赤嶼」(より一般的には「赤尾嶼」)の されたものであろう。沖縄・八重山いずれでも呼称は「クバシマ」である(牧野清)。前記の笹森の『南島探検』では 意義において一致するものであり、クバ(蒲葵(ビロー)樹の琉球での方名)が島全体に群生していることから命名 へこんだまん中に小さい山が二つある。」)李鼎元撰『使琉球記』「巻三、五月十日辛卯」の条)、沖縄での古くからの 『籌海図編』、『日本一鑑』、李鼎元使録などでは「黄麻嶼」と記されているが、これまた琉球側の呼称「クバシマ」と おそらく舟夫からこれらの島がどのように呼ばれているかをきいて、それを意訳して(音によってではな

「無人島・久場嶼(くばしま)」として記事があり、「又、古場嶼ともいふ」と注記する。明治二十七年の一木書記官 「阿根久場島」という名称になっている。郭汝霖の使録では、「釣嶼」に先立って「黄芽」という名の島が

登場するが、これも「クバシマ」を指すのではないだろうか。

いかと考えられる」と。これに対して、東恩納寛惇は、尖閣諸島は、「沖縄漁民の間でははやくから『ユクン・クバシ 世紀の末葉頃から始まった南蛮貿易業者や、沖縄航海に従事していた一部の人々にのみ知られていたと思われる。」ま 体を表現する習慣になっている。イーグンとは魚を突いてとる銛(もり)のことで、島の形からきたものと思われる。 島のことであり、クバジマは文字どおり久場島を指す。しかし、個々の島名をいわず、このように呼んで尖閣列島全 以て伝われる。『ユクン』はもと黄尾嶼を指し、『クバ島』は釣魚嶼の事なりしが今其名錯簡すとぞ」と説明する。 である。)という中国名はどのようにして命名されたのであろうか。この点に関しては、確実な資料がなくかなり推定 クバ島は、クバ(ビロー)の群生によって名ずけられたものであろう。この島々の名は、……八重山としては、十五 野清によると、「八重山の古老たちは、現在でも尖閣諸島のことをイーグンクバジマとよんでいる。イーグン島は魚釣 国航路に当たるを以て早くより、沖縄人及び支那人に知られたり。なかんづく沖縄人には『ユクン・クバ島』の名を が入るが、筆者は一応次のように推測する。吉田東伍の『大日本地名辞書』(明治三十五年初版)は、 た、牧野は、 それでは、「釣魚嶼」(郭汝霖使録では「釣嶼」、周煌、李鼎元などでは「釣魚台」、最後の趙新使録では 「別の著書の中で次のようにもいう。「魚釣島は……沖縄方名ヨコン島又はユクン島、八重山ではイーグン 島名はほとんど『よく魚が釣れる島』という趣旨の命名であるように思われる。 魚を突いて獲るもり――イーグン――のように、鋭く尖っている島の形に由来しているのではな しかし、 尖閣列島が「清 イーグン

まり『琉球(ユーク)のクバ島』という義である」と。(この他、一九一〇年、石垣島で刊行された比嘉徳著『八重山 次のように述べる。魚釣島を「沖縄県人は、ユクン・クバと呼ぶ。……ユクンとは、『ユークの』といふ語の約で、つ マ』の名で著聞しているが、ユクンは魚島、 全』も、尖閣諸島について「古へのいわゆる魚釣久場島(イユクン・クバとふり仮名する「筆者注)にて」と クバシマは蒲葵(こば) 島の義といはれる」と説明する。藤田元春氏は、

説明する。)このように、牧野説は、イーグン・クバジマであり、イーグンは銛(もり)の義であるとする。東恩納説

をヨコンと呼んでいる。黒岩恒、宮島幹之助らは、これにならい、魚釣島は古来沖縄県人にヨコンとして知られ、 魚釣島をいうと説く。その他、美里間切詰山方筆者大城永保が明治十八年に沖縄県に提出した供述書は、 ユクン・クバジマであり、ユクンは魚島であるとする。藤田説は、ユクン・クバすなわち「琉球のクバ島」の義

尾嶼はコバ(久場・胡馬)島の名で呼ばれていたが、「近年に至り、如何なる故にや彼我称呼を互換し、黄尾嶼をヨコ と併せて総称であるのかなど、時代によっても異なるようであり、混乱が見られる。 クバ(コバ)の二系列の名称があり、どちらが魚釣島を指し、どちらが黄尾嶼を指すのか、あるいは「ユクン・クバ」 ン、魚釣嶼を久場島と唱ふるに至った」と説明する。このように見てくるとき、イーグンまたはユクン(ヨコン)と、

地図」は、「釣魚嶼」を lgun-shima と、「久場島」を kuba-shima として現在の呼称を示す。また本文の語彙表では、 「釣魚島」を「クバ・シマ」とし、次のような説明を加える。「蒲葵島の義。久場島と記し、現今は黄尾島を誤り伝う」 宮良当壮著『八重山語彙』が、この問題について照明を与えるように思われる。同書の付図「八重山諸島方言採集

また、「黄尾島」については、「イーグン・ユクン」とする。また、別の箇所では、イグン(イーグン)は、八重

山(とくに与那国島)の方言で、「銛(もり)、やす、魚桟」を意味し、また、ユクンは、鳩間地方の方言で、同じく

島の外観は、たしかに「銛」の形に見えないことはない。(吉田東伍『大日本地名辞書』(前出)「琉球 をイーグン(又はユクン)、黄尾嶼をクバシマと呼ぶようになったのであろう。釣魚嶼には海面から一氣に三六三メー から「イーグン(又はユクン)」(銛島)と呼ばれていたのであるが、近年に至って「彼我称呼を互換」して、 来「クバ」と呼ばれたのであり、黄尾嶼にもクバが広範囲に繁茂しているが、おそらく遠方から望見した時の島の形 を提供する。八重山地方では、 マと呼ばれているが、かつては魚釣島がクバシマとよばれ、黄尾嶼がイーグン又はユクンと呼ばれていたことが明ら も同義であり、「銛」を意味することが判明した。また、八重山地方では、現在魚釣島がイーグンと、黄尾嶼がクバシ トルに達する山があり、「その高頂が甚しく島の南側に偏在しており、島頂の南側は險崖を成し東側は漸降す」という かにされた。このイーグンもユクンも、八重山では等しく「銛」を意味するという事実は、八重山の古老たちの呼称 「銛」を意味すると説明する。 (イーグン・クバ)も、東恩納氏、藤田氏のいう「ユクン・クバ」も実は同義であることを明らかにし、 魚釣島は、「全山ビロー樹(沖縄ではクバという)」でおおわれている」ことより、「愛 かくして、宮良当壮の八重山方言の研究によれば、八重山地方ではイーグンもユクン 附説」九十五 有力な解釈

グン・クバシマ」の呼び方の二つの系列があることが確認された。この「ユクン」が沖縄本島での魚の方言「イユ」 よぶ。『音韻字海』に「魚 に由来することはおそらくまちがいのないところである。(沖縄中南部では魚を「イユ」と、沖縄北部では「ユー」と てきた土着の呼称があり、それには、 このように、 冊封使録に中国名で登場する「釣魚嶼」、「黄尾嶼」、「赤尾嶼」には明らかに沖縄で古くから用いられ 游」とあり、『中山伝信録』に「魚 一由とある。)また八重山地方の「イーグン」が漁獲 沖縄本島の「ユクン(又はヨコン)・クバシマ」の呼び方と、八重山地方の「イー

その夕方、 尖閣諸島の測量を行なったベルチャー (Sir Edward Belcher) を艦長とする英国軍艦サマラン号 (H. M. S. Samarang) にしばしば見られるように、同海域が黒潮が北流する豊富な漁場であり、八重山地方の漁民がかなり早くから同海域 ある)。いずれも魚又は漁業に関係していることは事実であり、尖閣諸島海域に大魚が現われるという記述が冊封使録 に使用される銛を指すことが明らかになった。(また、 Hoa-pin-su と島名を付し、黄尾嶼に Tiaoyu-su(釣魚嶼のローマ字表記であろう)と島名を付する錯簡が生じてい の航海記である。それによると、同年六月十四日、サマラン号は与那国島の測量を終えて、一度石垣島に立ち寄り、 に漁獲に出かけていたことが推測されるのである。このことを我々に暗示させるのは、一八四五年六月に史上初めて 海図に誤りがあるのであるから、当然である。おそらく、「イーグン・クバ」であったのであろう。 る石垣島 (Pa-tchung-san 八重山のこと) の住民である航路案内人には、この名前で知られていない。 る。)ここで、航海記は次のような興味深い事実を語っている。海図にはホアピンサンとあるが、我々の船に乗ってい 実際海図上のこの地域の地名が性急につけられ、杜撰であるのを我々は知ったと記している。十五、十六日、 今の尖閣諸島のことである。後に指摘するように、ヨーロッパの作成する海図では、釣魚嶼(魚釣島)に 「海図にあるホアピンサン(Hoa-pin-san)諸島を求めて航路を取った。」(ホアピンサン(和平山)諸島と 前記のように、「ユクン」も銛を意味する方言である可能 筆者注記。)そし (前述のように

と推測される。 を実見し、次の目的地朝鮮に向かっている。また、黄尾嶼では上陸して洞穴中に数人の漂流者たち(琉球人であろう を船上から、あるいは上陸したりして測量し、経緯度を確定し、次にラレイ•ロック (Raleigh Rock、赤尾嶼をいう) マラン号は、ホアピンサン(実は釣魚嶼)、チアウス(実は黄尾嶼)、ピンナックル島(今の南小島、北小島を指す) 筆者注。)の仮住いのあとを見ている。このように、この航海記によると、石垣島の者が航路案内人に

二月一日、済州島人金非衣等十人は、進上の柑子を登載して、京城に向かって済州島を出帆した。ところが、 らく、この石垣島における別の島名とは、イーグン・クバシマではなかったかと推測されるのである。(前記のように、 測されること、そして、これらの島が石垣島では別の島名でよばれていたことを、われわれに教えるのである。おそ 牧野清は、この呼称が石垣島では十五世紀末葉から一部の人々の間で知られていたと証言する。)また、嘉手納宗徳は、 いた形跡があること、つまり、石垣島住民が漁業で又は漂流してしばしばこれらの諸島近辺に出没していることが推 が「よく魚が釣れる島」又は「銛の形の島」が原意であることにほぼまちがいはないであろう。そういうことで、琉 こにあったか? すべく船を進めたが、着岸寸前、 の北十五海里にある楸子島附近にさしかかった際、強い東風に遇い、難船漂流して西へ西へと流れていった。漂流第 した与那国は、 した。運よくも漂流何日目かに与那国漁船二隻に救助され、水上幕に連れていかれて、介抱された。この水上幕はど 今度は激しい西風にあい、船は向きをかえて、南へ南へと漂流した。第十四日、一小島を望見し、それに到着 琉球側では、久場島と親しまれ、水も豊富なことから、時には立ち寄って水も求めている。さて、一四七七年 魚釣島には仮住いの小屋まで造られていたようである。かくして、「ユクン(又はヨコン)」又は「イーグン」 (釣魚嶼) について次のように記す。「かつての航海指標の釣魚嶼も、中国側では単に指標に止まるだけであっ これらの島が八重山の航海者には熟知されていたこと、また、 このように石垣島(八重山) 福州と往来したと考えられ、その航海技術は、現在の尖閣列島附近まで、漁場を拡大していたとみて やはり、木もクバも草もあり、水も豊富な魚釣島に造られた小屋ではなかったか。当時、 船は破壊し、七人溺死、残った三人は船の破片にしがみついて、波のまにまに漂流 や与那国島からは魚釣島方面に漁場としてしばしば出かけていたようで 黄尾嶼にごく最近、漂流者が仮住い

球とくに那覇の航海者の間では「魚釣島」と表記されるようになり、それが冊封使に伝えられて、中国語に翻訳され

て「釣魚嶼」と表記されるに至ったのであろう。

八重山地方におけるイーグン漁法について

(喜舎場永珣著『八重山民族誌』上巻・民俗篇)六十九~七十頁より

イ―グン(箝) ―銛 (A)

る。これは、夜間になると、魚類はたいていは珊瑚礁の八重山地方の由来の漁法にイーグン漁法というのがあ

き削して甫る。大魚こなると人では覚束ないから、この洞穴内で眠っている。これを松明で照らして、箝Aで突

三叉箝を以て突き刺すが、力が強くて引けない場合は、き刺して捕る。大魚になるとAでは覚束ないから、Cの

八重山地方の漁民が尖閣諸島まで出かけて、この漁法で銛を抛げて縄をどんどん延べて、魚が弱った時に捕える。

漁業を行なっていたことも十分に想像される。

かし、 に想像されるところである。(前出の牧野氏は、八重山ではすでに十五世紀頃からこの名で知られていたと示唆する。) の交通が盛んで、頻繁にこの付近を航海した明代の琉球人舟夫が、すでにこのようによんでいたのではないかと十分 ていないのであるから、 イーグン(又はユクン)、クバの呼称がいつの頃から用いられていたのか、 元来は別の呼称であったのであり、後になって現在のイーグン (ユクン)・クバになったという事実も伝えられ 当初からイーグン(ユクン)・クバと呼ばれていたものと思われる。そうとすれば、中・琉間 口碑によるものゆえはっきりしない。

このように考えてくると、陳侃使録の「釣魚嶼」、「黄毛嶼」は、前者が沖縄ですでに「イーグン(又はユクン)」とよ 訳したのではないだろうか。次の郭汝霖使録では、先の陳侃使録を当然参照にしているはずだが、「黄芽」、「釣嶼」と ばれていたものを中国語で「釣魚嶼」と表記し、後者は「クバシマ」とよばれていたものを「黄毛嶼」と中国語に翻 意味からいって非常に近い。琉球人舟夫が「銛」のつもりで説明しても、通訳の際に「鉤」の意味で伝わった可能性 倭針経図説」と『日本一鑑』の「万里長歌」中の「釣魚嶼」をわざわざ「鉤魚嶼」としている。「鉤」と「銛」では、 ではないように思うがいかがであろうか。(藤田元春は、当然原本に拠ったものと思われるが、『籌海図編』巻二の「使 船中の会話における通訳の際の若干のミス・コミュニケーションによって、「釣嶼」と記されたと考えることも不可能 なっている。黄芽がクバ、釣嶼がイーグン(銛島)にあたるのであろうか。本来、「銛嶼」と記されるはずのものが、 も考えられる。)このような初期の若干の振幅を経て、次第に中国側の文献上、「釣魚嶼」、「黄尾嶼」に定着していっ

節があり、 竿塘を経て閩江河口の定海、 図」(那覇・福州航路図)には、 ている。航路は朱線で示され、 名喜島--久米島--赤尾嶼--尖閣諸島を経て、台湾の北方海上、梅花・花瓶嶼などを通過し、福建省沿岸の北竿塘、 『閩山遊草』(刊年不詳)には、「十幅蒲帆風正飽 また、喜舎場一隆によると、十九世紀に(光緒初年頃、都通詞として)沖縄で活躍した蔡大鼎 釣魚嶼を「魚釣台」と琉球名で表記している、とのことである。また、沖縄県立博物館所蔵の「渡聞航路 五虎門に至る。 複数の航路がとれるところには、朱線が何本も引かれており、また、 那覇港から福州まで至る航路が絵図で長尺に画かれている。那覇港―慶良間諸島―渡 ここから閩江を溯って目的地の蕃津浦や新港に至る航路が絵図で示され 舟痕印雪迅如梭 回頭北木白雲裏 魚釣台前瞬息過」という一 (伊計親雲上) 船上から見た各 の詩

たのではないだろうか

島の形状や危険な岩礁・干瀬なども詳細に画かれている。本論の主題にとって興味深いのは、 画かれ、その上部には、それぞれ、「赤尾島」、「黄尾島」、「魚釣台」と和名で島名が書かれ、また、島の下部に、 り定着していたことを物語る史料として注目に値する。 あろう。この時期に、 島の下には、「久米赤島」、黄尾島の下には「久場島」と琉球での通称が書き記されている点である。また、 た年代を確認できないのは残念であるが、まちがいなく、明治維新前の、冊封使が往来していた中国でいえば清代で 「魚釣台」と和名になっており、久米島も中国名の「姑米山」ではなく和名の「久米島」である。この絵図の画かれ 沖縄において、赤尾島(久米赤島)、黄尾島(久場島)、魚釣台という尖閣諸島の琉球名がかな 尖閣諸島の山容が絵で 釣魚嶼も 赤尾

しかし、すくなくとも、 を頻繁に往来するが、漢字を知らない琉球人舟夫の側から、漢字を知る中国人の側に伝えられて、「釣魚嶼」「黄尾嶼」 文書に記録されてある「釣魚嶼」、「黄尾嶼」との間には、明らかに関連性が存在する。そして、その場合、 などの名称で記録にとどめられたと見るのが、当時の中・琉間の交通の事情に即してごく自然な見方であるように思 の交通の文脈の中で見るとき、当時それらの島が中国人によって自国領として認識されていたということの証明にほ われる。もちろん、この点は、直接的に史料をもって確認しえないのであるから、最終的に解明されたわけではない。 このように、口碑によって今日まで伝承されてきた琉球側の「イーグン(又はユクン)」、「クバシマ」と、 問題の島が、中国側の文献に中国名で記載されているという事実だけでは、当時の中・ 中·琉間 中国側の

ように、徐葆光の『中山伝信録』には、那覇港より中国の福州に向かう冊封使の帰路の条で、『指南広義』をそのまま もう一つ、島名の問題に関連して冊封使録から重要な示唆が得られることを指摘しなければならない。 先に述べた

とんど役に立たないことが明らかにされたものと思う。

期に、 らかに尖閣諸島の中の黄尾嶼の琉球名「クバジマ(久場島)」を漢字で表記したものである。一七一九年という早い時 引用して、「古米山並姑巴甚麻山」を経て中国・温州の南杞山に至る航路が示されてある。この「姑巴甚麻山」は、 逃すことができない重要な点である。これは、 中国側の公式の史料の中で尖閣諸島の中の一島について「クバジマ」という琉球名が明記されていることは見 明らかに、当時の中国政府(清朝)が黄尾嶼を自国領としてなんら認 明

識していなかったことの証左であるといえる。

このように、中国政府 二つの針路の記述では、 あるが、この時の針路が次の趙新の使録に引用されているのである。)道光十八年五月四日、 年)の針路とは、 たが、その使録『続琉球国志略』は、道光十八年の針路と同治五年の針路を次のように記す。 の中でずっと表記してきた「黄尾嶼」、「赤尾嶼」という中国名の代わりに、「久場島」、「久米赤島」という琉球名を明 日酉刻釣魚山を過ぎる。戌刻久場島を過ぎ、十二日未刻久米赤島を過ぎる。十五日辰刻姑米山を見る、 五日未刻、半架山を南に見る。 米赤島」という琉球名が中国の冊封使によってなんら抵抗なく使録の中で用いられるほどに沖縄において定着してい 別の使録からも同じようなことが看取される。 八日黎明、姑米島を取る、 姑米山、馬歯山、 一代前の冊封使林鴻年が渡琉した時の針路である。(この時の使録は、実は、 (清朝) 那覇港という明確に琉球の地名と何ら区別せずに並記していることは、当時、「久場島」、「久 黄尾嶼、赤尾嶼が、「久場島」、「久米赤島」と琉球の方の呼称で記されているのが注目される。 の派遣する冊封使の公式の記録の中に、尖閣諸島の島について、これまでの冊封使録 と。また、同治五年の針路については、 六日未刻、釣魚山を針路に取り、申刻、 すなわち、 最後の冊封使趙新は、同治五年 久場島を取る。……七日黎明、久米赤島を取 六月九日放洋、 十日申刻半架山を過ぎ、十一 (一八六六年) に渡琉し 五虎門から外洋に出て、 散佚して今はないので 道光十八年 (一八三八 とある。

あるといえよう。 ず、また、中国領に編入しようとする意志も全く持ち合わせていなかったことを立証するものとしてきわめて重要で たことをうかがわせるとともに、それにもまして、当時、中国がこれら二島について中国領という認識をなんら持た

第二章 その他の中国史料における尖閣諸島

第一節 明代海防史料における尖閣諸島

明の嘉靖三十四、五年ごろが中国の浙江、福建、広東などにおいて倭寇が最も猖獗をきわめた時期である。その時

嶼」、「化瓶山」(今の花瓶嶼か)、「黄毛山」(黄尾嶼)、「橄欖山」、「赤嶼」といった島嶼が書き込まれてある。 (「橄欖 山」が何を指すのか不明である。また、化瓶山が釣魚嶼より東にあるのはおかしい。) この沿海山沙図に、尖閣諸島が を画いているが、沖合の方に西(右)から東(左)へ順に「雞籠山」(今の基隆嶼)、「彭化山」(今の彭佳嶼)、「釣魚 であることが明らかになっている。同書首巻の「沿海山沙図」の福七、福八図で福建省の羅源県、寧徳県の沿海の島々 である。もっとも、近年の調査では、同書は、胡宗憲自身ではなく、彼の幕客であった地理学者鄭若曽が撰したもの 期に浙江総督に就任した胡宗憲が海防を目的として編纂したとされるのが有名な『籌海図編』(嘉靖四十一年刊と推定)

書き込まれている事実が、尖閣諸島が福建沿海の中国領の島嶼と見なされていたことを示すのかについて行論で検討

や尖閣諸島などは、 同図編巻四には、「福建沿海総図」があるが、 いずれも記載されていない。 それには「澎湖嶼」以外は、台湾や台湾北東の基隆嶼、 彭佳嶼

の説明によれば、嘉靖十三年の冊封使陳侃を指す。すなわち、陳侃が福建から琉球に使した時の見聞、 を指す)の北辺を過ぎて進み、雞籠嶼(今の基隆嶼)、梅花(今の棉花嶼か)、瓶(今の花瓶嶼、花字が脱落)、彭嘉山 すなわち福州から梅花所に出て東々南又は東南に十更進み、小琉球に達する。 若曽によって書き記されたのである。この航路のうち、福建から琉球までは陳侃使録の記す針路とほぼ同一である。 く知っている同行者からの聴取に基づいて、福建から琉球を経由して日本に至る航路が明らかにされたが、 したものである。この海路の一つとして「福建使往日本針路」が記されている。この福建使とは、 み赤坎嶼から十五更で船は古米山(久米島)に達する、とある。(大体の順序、距離も良く符号しているようである。) (今の彭佳嶼)を見る。彭嘉山の北辺を過ぎて東北方へ十更、釣魚嶼に達する。次に黄麻嶼に達し、更に十更東に進 『籌海図編』の撰者、鄭若曽が同じく撰じた『鄭開陽雑著』(十六巻 同図編巻二には、「使倭針経図説」が記されている。これは、日本に使するときの針経すなわち海路を図に示 開陽は若曽の号である。) の中の「琉球図」 小琉球(ここでは、明らかに今の台湾 後述の『日本一鑑』 殊に日本を良 それが鄭

は台湾泉州に近く琉球の属島ではない。崑山の鄭若がかって著した琉球国図はそのあやまりを引き継いでいる。 行三日」とある。 るものも多い。前明の『一統志』に、黿鼊嶼は国の西にあって水行一日。高華(英とも書く)嶼は国の西にあって水 しかし、 この二嶼はすべて存在しない。また、「彭湖島は国の西にあって水行五日」とあるが、 つま 澎湖

に紹介しておく。「臣葆光が考察するに旧伝の島嶼はあやまりが実に多い。過去の使録ですでにこの点について指摘す にも釣魚嶼が登場するが、それについて清代の冊封使徐葆光が『中山伝信録』の中で手厳しく論難しているのでここ

大変なあやまりである」と。(巻四) 針路となっている彭家嶼・釣魚嶼・花瓶嶼・雞籠嶼・小琉球などの島々の、琉球から二、三千里も離れてい すべてその位置を、久米島と那覇港の左近くにしているのは、そのあやまりの最たるものである。太平山(宮 は遠く国の南二千里にある。鄭の地図では、それを移して、中山の山の上、歓会門の前の小山になっている。

嶼である(「小東之小嶼也」)と述べていることが、釣魚嶼が政治的に台湾に領属する台湾の属島であると述べている 小東之域有雞籠之山有淡水出焉」とあるように、明らかに今日の台湾島を指す。ここでの問題は、 り十更で、釣魚嶼に達する。釣魚嶼は小東の小嶼である(小東之小嶼也)。釣魚嶼より四更で黄麻嶼に達する。黄麻か 現われる。すなわち、福建の梅花所から十更で、小東(今の台湾を指す)の雞籠山(今の基隆嶼)に達する。そこよ した。この書の中の「万里長歌」に、福建より琉球を経て日本に達する航路が記されているが、その中に尖閣諸島が 年(一五五六年)日本に渡り日本の国情地理を内偵した。帰国後、その資料に基づいて嘉靖末に『日本一鑑』を著わ ら赤坎(赤尾嶼)を経て、古米(久米島)に達する、とある。ここで「小東」というのは、同「万里長歌」の中に「夫 『日本一鑑』は鄭舜功が嘉靖末に著わしたものである。鄭は淅江総督胡宗憲の前任者揚宜の命により、嘉靖三十五 釣魚嶼が小東の小

花瓶嶼、瓶架山、 澎湖島が琉球の東北方向に描かれており(方向がまったく逆)、太平山(宮古島)・彭家山・釣魚嶼などが那覇港のほ また同じ頃の嘉靖四十年(一五六一年)に重刻された『広輿図』の中の『琉球図』には、 さらにまた万暦五年(一五七七年)序の章潢撰『図書編』中に「琉球国図」があるが、それによると、 **雞籠山、彭家山、釣魚嶼、古米山、馬歯山などの島嶼が位置・大きさなどは全く顧慮せず雑然と記** 大琉球の周囲に、 のかということである。

の航路の研究が進み、それの一つとして福建から琉球を経て日本に至る航路が知られるようになったためであろう。(※) 琉球までの航路が明らかになったことと、もう一点、当時猖獗をきわめた倭寇の侵入に対抗するため、日本・中国間 ど近くに雑然と描かれているような具合で、史料的価値の乏しいものである。このように、 ように評価するかであり、第二に、『日本一鑑』の中の「万里長歌」において、釣魚嶼を「小東之小嶼也」と述べてい 的に多少とも重要と思われるのは、 島について記述のある文献が多いのは、中国と琉球との交流が他のいずれの国よりも頻繁であり、また陳侃によって 以上のように、明代の海防史料のうち数点に尖閣諸島が登場するが、史料的価値に乏しいものが多く、今日、史料 第一に『籌海図編』の「沿海山沙図」中に尖閣諸島が記載されている事実をどの 嘉靖四十年前後に尖閣諸

るのをどのように評価するかである。

中国領として見なされていたことを示すことにはならない。同図編巻四には、「福建沿海総図」があるが、それには澎 記されている尖閣諸島を閩海に散在する島々の中に加えたのであろう。しかし、そのことは、尖閣諸島が当時一般に に画かれている。この事実は、尖閣諸島が福建沿海の中国領として見なされていたことを示すものであろうか。 八年)などを見るとき、 この方が当時の実情に即している。官製の地方志である『羅源県志』(明代 湖島が記載されている以外は、台湾、台湾北東の基隆嶼、彭佳嶼や尖閣諸島はいずれも記載されていない。そして、 纂にあたり参照した書目に、陳侃の『使琉球録』が挙げられているから、撰者胡宗憲(実際は鄭若曽) 当然倭寇の撃退に全力を注いでいたので、倭寇の襲来する進路についても情報を収集していた。『籌海図編』の編 『籌海図編』首巻の「沿海山沙図」には、 尖閣諸島が当時福建省のこれらの県の行政範囲に含まれていなかったことが知られる、 福建省の羅源県、寧徳県の沿海の島嶼として、尖閣諸島が沖合の方 一六一四年) 『寧徳県志』 (清代 が陳侃使録に 明朝

没する海域であり、本土防衛上注意すべき区域として記載されたぐらいのことではないか。 図」に尖閣諸島が記されていることになんらかの意味をもたせるとすれば、 寇の方は、中国本土と琉球、特に宮古・八重山諸島の間をかなり自由に往来していたようであるが、 明の防衛力が尖閣諸島付近にまで及んでいたとは、まず考えられない。稲村賢敷らの研究が明らかにするように、倭 本土沿岸の防衛に汲々とする有様で、澎湖島にさえ明の防衛力は及んでいなかった。また、陳侃使録が明らかにして 衛区域」に含まれていたと述べているのは、この「沿海山沙図」を指すものと思われる。しかし、『籌海図編』の本文 ないだろうか。一九七一年十二月三○日付の中華人民共和国外交部声明が、尖閣諸島が早くも明代に「中国の海上防 ては、これらの島嶼が倭寇の襲来する際の進路にあたり、本土防衛上注意すべき区域であるというにとどまるのでは 含められている。)したがって、『籌海図編』の「沿海山沙図」に、これらの島嶼が書き込まれている事実の解釈とし いない。前にも述べたように、明代には、尖閣諸島はもちろんのこと、台湾の北部(基隆)や台湾北東の彭佳嶼、花 同じく官製の『重纂福建通志』(清代 一八三八年)の巻首にある「福建海防全図」にも、 を追って琉球まで来たという事実を、中国側や琉球の史料によって確認することはできない。したがって、「沿海山沙 いるように、 『明史』では、台湾は東蕃として「外国列伝」に入れられてあり、台湾北部の雞籠山(今の基隆)も「外国列伝」に 棉花嶼などに、中国の支配は及んでおらず、また、中国は領有の意思ももっていなかった。(中国の正史である - 尖閣諸島が当時倭寇防衛範囲に入っていたという記述はない。また、嘉靖年間に倭寇は猛威をふるい、中国は 明朝の派遣した冊封使が中・琉間の航路についてきわめて無知であったことなどを考えあわせるとき、 せいぜい、それらの島の近辺が倭寇の出 尖閣諸島は全く記載されて 明の軍船が倭寇

次に鄭舜功の『日本|鑑』にある魚釣島をもって「小東之小嶼也」とする記述はどうであろうか。前述のように、

る小嶼として理解したと見るべきであろう。鄭舜功が、魚釣島を地理的に台湾に付属する、 従って、「小東之小嶼也」の表現は、鄭舜功が魚釣島を政治的な意味ではなく、地理的な意味で小東(台湾)に従属す 嘉靖年間に台湾は全く中国の版図に入っていなかったし、また、 国よりも頻繁なものであったが、「その間に於いても台湾の事情は全くわからず、漸く明末に至って、東蕃とか雞籠、 なかった」(秋山謙蔵著『日支交渉史話』(昭和十年)四○四頁)。洪武五年以来、琉球と支那の交通は、 う。「明末迄の支那人にとって、台湾は全く未知の世界であり、従って、遠い、近い、小さい、大きい等の概念は全然 台湾の存在そのものが中国人一般にはほとんど知られていなかった。(鄭は、日本人や琉球人より知識を得たのであろ おそらく彭佳嶼、花瓶嶼などの台湾に近い島嶼を魚釣島と誤認して書き記したものと思われる。(台湾の開発が進むに の証明にはならない。また、地理学的に見ても、 はなかったのであるから、魚釣島を「小東之小嶼也」と説明することが、魚釣島が当時中国領土であったということ が散在していたのみである」(同書三七五頁)。)また、鄭が『日本一鑑』を著したときには、 と台湾海峡の潮流が激しく横断が困難であったことによるであろう(同書四〇三、五四五頁)。「当時台湾には之を統 淡水とかの、徐々に分明し行く台湾島が支那史籍上に見らるることとなった」(同書四〇六頁)。これは季節風の関係 あると説明したことは、当時としてはまったく新しい知見であったのであり、当時の一般的な認識ではない。当時、 つれてその存在が知られてきた彭佳嶼、花瓶嶼などを、古くから冊封使録などに記されている釣魚嶼と、 する政府もなく、 同書において当時の中国の当局者の見解が表明されたわけではない。 ただ支那大陸から移住した客家と称する種族が島の西部北部に繁殖し、この外には数部落の土蕃 魚釣島を台湾の属島と見るのはまったくの誤りであり、 台湾自体にも統一的な権力は存在していなかった。 当時、 あるいは近接する小嶼で 彼は官職を離れた一介の 台湾は全く中国の領土で 他のいずれ 鄭舜功は、

とは、この当時しばしば見られたことである。後述参照。)

第二節 近代の中国地方志と尖閣諸島

ŧ 巻二の「星野」、巻四及び巻五の「山川」、巻六十四の「外島」のいずれにも尖閣諸島に関する記述を発見することは 国近代の地方志に探ってみることとしよう。明・清代の福建省の地方志を見ても、また清代の台湾府の地方志を見て 湾府が設置されたのは、清代の康熙二十三年(一六八四年)のことである。すなわち、台湾を以て一府となし台湾府 見した福建省の地方志(『羅源県志』(明代万暦四二年(一六一四年))、『寧徳県志』(清代康熙五七年(一七一八年))、 雞籠」)。また、同じく巻首の「台湾府山険水道関隘古寨疆城図」、「福建海防全図」、「台湾海口大小港道総図」などに の点はまったく同様である。(巻首の「福建全図」は、福建省台湾府の東の限界を難籠山(今の基隆)とする(「東尽 できない。)また、同じく清朝政府によって編修された『重纂福建通志』(道光九年(一八三八年)修)を見ても、こ かったことは明白である。(巻一の「福建全省総図」及び「台湾府三県図」に、尖閣諸島は記載されていない。 八四年)に清朝政府によって編修された『福建通志』を見るとき、尖閣諸島が当時福建省の行政範囲に含まれていな も、尖閣諸島が当時福建省または台湾府に所属していたという事実を発見することはできない。康熙二十三年(一六 『厦門志』(清代道光一九年 (一八三九年))においてもこの点はまったく同じであった。台湾が中国の版図に入り、 それでは、最後に尖閣諸島は、 当時尖閣諸島が福建省の行政範囲に含められていたことを示す事実を見出すことはできない。)その他、筆者の実 尖閣諸島はまったく記載されていない。その他、第四「疆城」、第十五巻「山川」の台湾府淡水庁の部などを見て 明代及び清代の中国の行政範囲の中に含められていたのであろうか。この点を、中 また、

花瓶、 隆港内外の諸嶼を挙げるが、棉花、 二年)、『続修台湾府志』(二六巻首一巻 余文儀等 年)、『重修福建台湾府志』(二〇巻首一巻 初の府志『台湾府志』(一〇巻首一巻 行政区域の中に含まれていなかった。従って、それら三嶼よりもなお遠方に所在する尖閣諸島が、清朝統治下の台湾 の淡水庁の部には、 いずれも台湾の北端は雞籠嶼(今の基隆嶼)であり、尖閣諸島はもちろんのこと、それよりも台湾寄りの花瓶嶼、 正式には台湾が日本に割譲されてから後のことである。中華民国が発行した『台湾省地方自治誌要』(一九六五年)に 省の範囲に含められていなかったことは当然である。(彭佳、花瓶、棉花の三嶼が、台湾の行政範囲に含められたのは などの三嶼はこれに含まれていない。 巻十六「台湾沿海紀」も「在淡水県北」の島嶼として雞籠嶼、桶盤嶼、 方に位置する棉花、花瓶、彭佳の三嶼はこれに含められていない。光緒二十八年刊の『沿海険要図説』(余宏淦著) の であるとした上で、淡水庁付属の島嶼として、雞籠嶼(基隆嶼)以下の六嶼(前出)を挙げるが、基隆港外のやや遠 『淡水庁志』(陳培桂撰)も同様であり、巻一の「封域志・疆界」において、大雞籠山(雞籠嶼)が「沿海極北之道止」 彭佳嶼なども台湾府の行政範囲の中に含まれていない。たとえば、最後の府志『続修台湾府志』の巻一「封域」 巻一の「疆界」及び「山川」において、大雞籠山(雞籠嶼)が「台湾県北界」であるとする。 之を福建省の下に隷属せしめ、 淡水庁所属の島嶼として、大雞籠嶼(基隆嶼)、桶盤嶼、燭台嶼、香炉嶼、 花瓶、彭佳の三嶼はこれに含められていない。『諸羅県志』 かくして、清朝による台湾統治を通じて、 高拱乾等)が編集され、以後『重修台湾府志』(一〇巻 更に府の下に、 劉良壁等 乾隆二八年)の順に台湾府志が刊行されたが、それらの府志では 乾隆七年)、『重修台湾府志』(二五巻首一巻、范咸等 台湾・諸羅・鳳山の三県を分設した。 扛喬嶼、 棉花、 燭台嶼、 花瓶、 花瓶嶼を挙げるが、 彭佳の三嶼は、 雞心嶼、 康熙三十五年には、最 (周鐘瑄撰 周元文等 同治十年刊の 旗竿嶼など基 康熙五 康熙五六 彭佳嶼 乾隆 台湾の 綿

汎論一頁による。) (また、中華民国基隆市文献委員会編『基隆市・概述』(一九五四年)によると、光緒三十一年 日本の統治下に於ても「台湾」の範囲には含まれていない。(吉田東伍『大日本地名辞書 含まれているが、もちろん尖閣諸島はこれに含まれていない。その調査結果によると、台湾の極東端は、 島の他にその属島 たと記している(同書一三〇頁)。明治三十七年に終了した臨時台湾土地調査局の実測結果によると、台湾は、台湾本 台湾に二十二庁を設置したが、その中の基隆庁の管轄は「基隆堡、……基隆嶼、彭佳嶼、綿花嶼、花瓶嶼等」であっ 一二三度二八分から一二四度三四分、北緯二五度四四分から二五度五六分の間に所在するのであるから、明らかに、 (東経一二二度六分一五秒)であり、極北端は、彭佳嶼北端(北緯二五度三七分五三秒)である。 光緒二十七年 (総数一四)及び澎湖群島(総数六四)より成る。属島十四の中には、 (明治三四年)十一月十一日、日本政府は勅令二〇二号修正「台湾総督府地方官制」により、 続編』(第三台湾(第一部) 彭佳・棉花・花瓶の三嶼は 尖閣諸島は、 棉花嶼東端 (明

のである。これ以後、基隆庁(後に台北庁、また基隆市)が七箇の属島、すなわち社藔島(後に平和島)、中山仔、桶 で記載されているが、実際には台湾の行政範囲に正式に所属せしめられたのは、このように後になってからのことな 十四年かそれ以前の時点に基隆庁の行政範囲に含められたようである。彭佳嶼はすでに陳侃使録に「平佳山」の名称 ある(同書一九頁))。従って、彭佳、 治三八年)、再調整轄区基隆庁計包括上述金、基、貂、石等四堡……、以及基隆嶼、彭佳嶼、棉花嶼、花瓶嶼等。」と 貫して変更はない。 基隆嶼、彭佳嶼、棉花嶼、花瓶嶼を管轄することについて、日本の統治下でも、 (『台北庁志』(台北庁発行 棉花、 花瓶の三嶼は、 大正八年)二〇頁、『基隆市志・概述』(前出)一〇、一一頁。『台 台湾が日本の統治下に置かれてから後のおそらく明治三 戦後の中華民国の統治下でも

湾省地方自治誌要』(前出) 一〇八九頁。)

第三章 琉球及び日本の史料における尖閣諸島

第一節 琉球の史料

は明らかであるが、それ以上のことを読み取ることはできない。従って、このことによって、当時の琉球国が尖閣諸 討したように、久米島が琉球領であると明確に述べているだけであり、これより尖閣諸島が当時琉球領ではないこと すなわち琉球に属する者なり」(乃属琉球者)とする箇所もそのまま再録されてある。しかし、この文言は、すでに検 録』を引用しているが、そこで陳侃の往路の針路が原文でそのまま記載されている。従って、久米島をもって「これ .象賢が一六五〇年に著した『琉球国中山世鑑』は、その巻五で「嘉靖甲午使事紀ニ曰ク」として陳侃の 『使琉球

島の中国帰属を認めていたということの論拠にはならない。

は無人島に近い島ゆえに「三十六島」に挙げられていない島はかなりあった。大東島、中御神島などはその例である。 あった。琉球周辺には、地理的には明らかに琉球国の属島と見なしても一向に差し支えない島嶼があるが、無人島又 されている島地(俗にいう三府三十六島)は、まず人居があることと王府への賈租納入という前提条件を備えた島で 名が記されているが、それは久米島までであり、尖閣諸島はこれに含まれていない。琉球史料中に王府領として列挙 従って、『中山世譜』の琉球三十六島の記事からは、当時、尖閣諸島が琉球国領ではなかったことは読み取れても、そ (また、『中山世鑑』の誤りを補修し漢文で書かれた『中山世譜』(一七二五年序)にはいわゆる琉球三十六島の島

球へ往くには、閩安鎮より五虎門東沙の外に出て航海をはじめ、単辰(南東)針あるいは乙辰(東南東)針を用 が(一七〇八年)、その『針路条記」の条で、福建から琉球に至る航路について次のように述べている。「福州から琉 沖縄の史料の中に尖閣諸島が登場することは、「島名の問題」で紹介した二、三の史料を除けば皆無である。(喜舎場 古米山姑巴甚麻山」と記し、黄尾嶼の琉名「久場島」を中国語で明記するが、それが、徐葆光の『中山伝信録』にそ 覇港に入る」というのである。前述のように、徐葆光の『中山伝信録』は、『指南広義』のこの箇所を引用するが、そ 嶼を目印にとる。ここから乙卯(東南東)針を用いて六更進み、姑米山を目印にとる。それから慶良間列島を経て那 て四更進み、黄尾嶼を目印にとる。そこで甲寅(東北東)針あるいは卯(東)針を用いて、十更又は十一更進み赤尾 である。乙卯(東南東)針並びに単卯 十更進み、雞籠頭(基隆嶼)、花甁嶼、彭家山を目印にとり、それらの山の北側を過ぎる。以下の諸山についても同様 古文書類に見られないことに少しも不思議はないのである。) のまま引用されていることは見逃せない事実である。その意義については前述の箇所を参照されたい。この他には、 たように、『指南広義』は、封舟針簿の四条の一つとして、那覇港より福州に回する針路を掲げるが、その条の中で「見 清初の琉球の学者程順則は、福建や琉球の老水夫たちから聴き取った話をもとに、『指南広義』を漢文で著している 久米島について「琉球西南方界上鎮山」と説明しているのは、徐葆光による割注である。『指南広義』のこの記 福建から琉球に至る針路を示すのみで、尖閣諸島の帰属についてなんらの示唆も与えない。ただ、前に指摘し 当時まったくの無人島で、 (東)針を用いて十更進み、釣魚台を目印にとる。さらに単卯(東) しかも居住不適な尖閣諸島についての記録が、もともと乏しい沖縄の

山」その他の諸島も同様である。「雞籠山」は台湾に付属するものとして、黄色に塗られている。林子平は、琉球につ 州から那覇までの航路を往路と帰路に分けて画き、往路には東から順に「花瓶嶼」、「彭佳山」、「釣魚台」、「黄尾山」、 古、八重山群島までを薄茶色に、中国本土を桜色に、台湾及び澎湖列島を黄色に色分けしている。そして、福建省福 すなわち、この地図では、九州の鹿児島湾付近から吐葛刺列島までを灰緑色に、鬼界島から奄美大島、 本土と同じ色に塗っている。(筆者は、天明五年版本「東都 また、林は、この地図の作成にあたって、琉球に赴いていないし、また第一級の資料に拠っていない。(そのため、林 諸島を中国本土と同じ色で塗り分けているだけで、同諸島が中国領であると明確な文言で述べているわけではない。 て扱っている点で、林子平のこの地図は、中国・日本双方の史料の中で唯一であり、まことにユニークな位置を占め 琉球領とし、それより以遠の諸島嶼はすべて中国領であると認識したものと思われる。尖閣諸島を明瞭に中国領とし 路図によって、(そこで久米島をもって「琉球西南方界上鎮山」としていることなどからも考慮して、)久米島までを いては『中山伝信録』によったものであることを明記している。従って、林は、『中山伝信録』の琉球三十六島図や針 の付図に「琉球三省并三十六嶋之図」という色刷りの地図があるが、その中で林子平は尖閣諸島を画き、 「赤尾山」の諸島が記されているが、それらはすべて中国本土と同じ桜色に塗られている。帰路の「南杞山」、「鳳尾 日本側の文献としては、まず第一に、林子平による天明五年(一七八五年)の『三国通覧図説』があげられる。そ しかし、林子平のこの認識は正しいものであろうか。決してそうとは思われない。まず第一に、林子平は、尖閣 須原屋市兵衛梓」(国会図書館蔵)でこれを実見した。) 沖縄本島、 これを中国

か。 子平のこの地図には不正確な箇所がいくつかある。まず第一に、 嶼」、「彭佳嶼」も当時まだ中国の版図に収められていなかったのである。林子平は、『中山伝信録』の針路図にこれら までであるから、従ってそれより以遠の諸島嶼はすべて中国領であると速断したものと思われる。これが速断であっ 図の久米島をもって「琉球西南方界上鎮山」と説明していることや、琉球三十六島図などによって、 については、徐葆光撰の冊封使録『中山伝信録』に拠ったことを明記している。おそらく林は、『中山伝信録』の針路 山」 と久米島が除かれている。その他、宮古、八重山諸島の位置など事実に合致しない箇所が見られる。) 林は、 白石の『南島志』(一七一九年)には、 林子平の地図が尖閣諸島を中国領として扱っていることが、当時の日本の政府の態度を表明するものではない。(新井 この図説及び『海国兵談』の著作、 のように『中山伝信録』の針路図に安易に頼ったため、実際には当時の中国自身が自国領として認誠していない尖閣 の島嶼が航路目標として記されていることから速断して、直ちにそれらを中国領と認識したのである。 うに公式の文書の中で扱っていないことは既に検討した通りである。林子平が当然のように中国領としている「花瓶 実際には、当時赤尾嶼までが中国領であるという認識が中国において確立していなかったし、 また、台湾の大きさを琉球(沖縄本島)の大きさの約兆にしている。また、中国より琉球に至る往路から、「雞籠 台湾は一六八四年に中国の版図に入ったのであるが、林子平は台湾の帰属をどのように考えていたのであろう 中国領に含めてしまった。 出版の廉により幕府から処罰され、それらの著作の発売を禁止された。従って、 しかし、林子平は、私人の立場で『三国通覧図説』を出版したのであり、また、 尖閣諸島に関する記述は一切ない。 台湾及び「雞籠山」を中国本土と異なる色に塗って したがって、ここではその検討は行なわな 中国自身がそのよ 琉球領は久米島 林子平は、こ

界三節 日本側の史料(その二)――古地図・海図など―

間は最も遠く離れており、⑤を黄尾嶼とすれば、実際の位置より甚しく東に偏して画かれていることになる。)次に、 れている。それによると、西 (右) から東 (左) へ順に① Kilongchan (難籠山) ② Ponkiachan (彭佳山か) ③Hoapinsu は-san)、黄尾嶼をTiao-su(又はTiau-su)とするのが西洋人の地図上に定着し、それが明治初年に日本に逆輸入さ イズしたものと思われるTiaoyu-suがつけられているのである。この錯簡に基づいて、以後、魚釣島をHoapin-su(又 と思われるHoapinsuが東にズレて今の魚釣島に対してつけられ、それにともない黄尾嶼に対して、釣魚嶼のローマナ が付され、黄尾嶼の位置に一個の島形が画かれ、Tiaoyu-suと名が付されている。 つまり、 元来は花瓶嶼を指したもの いる。(①と②の間はかなり離れており、②、③、④はほぼ近接して大体今の魚釣島あたりに画かれている。④と⑤の に尖閣諸島が記されている。ヨーロッパで公刊されたフランス人ゴービュ(R. P. Gaubil)が手書した一七五二年十 れることになった。 一月六日の日付けのある「支那から那覇に至る中国人の航路」と題して、台湾北部の基隆から那覇までの海路が記さ (花瓶嶼)④Tyaoyusu(釣魚嶼)⑤ Hoangoueysu(黄尾嶼)⑥Tscheouyesu(赤尾嶼)⑦Koumi(久米)となって 七八七年にフランス人ラ・ペルーズ(La Perouse)によって作成された地図には、台湾島の東北端付近の海上にKilon (雞籠嶼) が画かれ、今の魚釣島、南北二小島の位置に、大小六個ほどの小島嶼が点記され、それにHoapinsuと島名 江戸時代の前半、正徳二年(一七一二年)に、寺島良安が著した『和漢三才図會』「巻六」所収の「琉球国図」の中

先に紹介した、一八四八年にイギリスにおいて公刊されたベルチャーの『サマラン号航海記 Narrative of the

が正確な位置に記されてある。 lsland, 南小島、北小島を指す)、ラレイ岩(Raleigh Rock, 赤尾嶼(久米赤島)を指す)の名を付されて、尖閣諸島 チヤウス(Ti-a-usu「釣魚嶼」をローマナイズしたものと思われる。黄尾嶼(久場島)を指す)、ピンナックル島(Pinnacle 及び日本の海図(サマラン号の新発見を含む)」が付せられているが、そこにはホアピンス(Hoa-pin-su釣魚嶼を指す)、 Voyage of H. M. S. Samarang, during the years 1843~1846 (by Sir Edward Belcher)』のVol. 1には、「北シナ海

の時まで、琉球の帰属が日清両国の間で争われることになった。 明治維新以後、 琉球藩を廃し沖縄県を置いた。また清国との冊封関係を禁止し、両属関係を断った(琉球処分)。以後、日清戦争 明治五年には琉球王国は琉球藩とされ、明治七年には内務省の直轄とされた。次いで明治十二年に

前述した通りである。それぞれの島の説明は英国水路誌のそれをほとんどそのまま翻訳したものであり、従ってそれは ままとったもので、ホアピンスが元来花瓶嶼を指していたものと思われ、チァウスが元来釣魚嶼を指していたことは アウス)」、赤尾嶼は「刺例字島(ラレイジ)」となっている。これらの名前は、すべて英国の水路誌にあるものをその 賓斯島 (ホアピンス)」、南小島及び北小島は「尖閣島」(Pinnacle Islnadを翻訳したもの)、黄尾嶼は「地亜烏斯島 (チ 悦は、『台湾水路誌』を著わしたが、これは英国版『支那海水路誌』を抄訳したものである。それには魚釣島は「甫亜 寮(水路部の前身)によって琉球全島及び台湾近海の測量が行なわれた。明治六年一月に、海軍大佐兼水路権頭柳楢 ベルチャーの航海記の記述とほとんど同じである。(筆者は、そのことを英国のAdmiralty発行のChina Sea Directory, 明治七年、琉球処分に重大な関係のある台湾生蕃征討事件が起こったが、それに先立って明治六年には、海軍水路

Vol. IV (1884), pp. 219~220. によって確認した。) (また、『台湾水路誌』は、台湾島北東方にある花瓶嶼、棉花嶼、彭

の名で次のように記述する。「台湾北翼ノ東北ニアリ。未ダ詳カニ知ル者アラズ。唯其地位ヲ定ムルノミ。即チ次表 佳嶼について、それぞれ「尖閣島(ピンナックル)」、「屈来具(クライグ)島」、「亜神可留土(アジンコールト)島」

この時の測量に基づいて、『南島水路誌』が作成され、また海図「琉球群島」が作成された。 Islandと記されていたことが知られる。) 明治六年の琉球全島と台湾近海の測量では、尖閣諸島は測量されていない。 初年当時これら三島についてほとんど知見がなかったことが知られる。また、英国の水路誌では花瓶嶼もPinnacle 如シ」として、それぞれ経度緯度を記している。これも、英国の水路誌を直訳したものであるが、これによって明治

清国沿海図及清人所編大清一統図」によったものである。この海図には、その他「黄尾嶼」、「赤尾嶼」の名がつけら れている。(この海図には、 次で明治七年十月には、海図「清国沿海諸省図」が刊行されたが、それは柳楢悦の識すところによれば、「英人所著 朝鮮、琉球群島、「米亜哥列島」(宮古列島) なども記載されており、中国領土に限られた

ものではない。)

井忠兵衛編)にも、 いる。そしてそれには、「和平山 Wahesan」(魚釣島)、「凸山 Nakadaka San」(南小島、北小島及び岩礁の総称)、 「黄尾嶼」、「嵩尾嶼」(赤尾嶼を指す)と島名が付けられてある。また、同年に発行された英文の「大日本全図」(松 次で明治十二年三月に刊行された地図「大日本全図」(柳田赳編)は、「琉球諸島」の中に尖閣諸島を明白に含めて 和平山、黄尾島、赤尾島、凸島という名前で日本の版図の中に含められている。

省地理局によって刊行された「大日本府県管轄図」も、琉球諸島の中に尖閣諸島を含めている。すなわち、大きな一 この二つの地図は、私人が作成し内務省の版権免許を得て刊行されたものであるが、同じ明治十二年十二月、内務 (魚釣島) とその右隣りに小さく六島を画き、「花瓶島」と島名を記している。 (これは、まさしくヨーロッパの海

れた) 図にいうHoa pin suを正確に漢字で表現したものに他ならない。) 黄尾島の位置には島の形だけ記されており、 島に対して領有意思をもち始めたことを示すものである。 ともに赤尾嶼は記載されていない。)この二つの地図はいずれも内務省によって作成されたものであり、 ついていない。また明治十四年六月に同じく内務省地理局によって刊行された「大日本府県分割図」(十六年に改訂さ も、「沖縄県図」の中に島名は付さず、島の形だけで魚釣島とその右に六小島及び黄尾島を記載する。 日本が尖閣諸 (両地図 島名は

著『琉球新誌』(明治六年六月刊)の付図、伊地知貞馨著『沖縄志』(明治十二年刊)の付図、久米長順編「沖縄県管 島が含められていないものの方が多いのは、いわば当然である。その中で比較的に重要なものを挙げれば、大槻文彦 えば陸軍参謀局編の「大日本全図」(明治十年刊)、内務省地理局編の「大日本国全図」(明治十三年刊)、同じく地理 もっとも同じ時期に政府が作成した地図で、尖閣諸島を日本の版図に含めていないものももちろん存在する。 「の「大日本国全図」(明治十四年二月刊) 等がそうである。 また、民間で作成された同時期の日本全図に、尖閣諸 たと

それに英文でHoa pin su, Tia u suと名を付けている。更に明治十九年三月刊行の「大日本測量全図」 次に、明治十八年十月発行の「日本沖縄宮古八重山諸島見取図」(賀田貞一編) は、 **尖閣諸島を含めており、和平山、凸列島(南北二小島及び付近の岩礁の総称)、黄尾嶼、嵩尾嶼** 魚釣島と黄尾嶼を記載しており、 (赤尾嶼を指す) (下村孝光編)

内全図」(明治十八年十二月刊)などがそうである。

と名をつけている。 また同年五月刊行の「洋語挿入・大日本與地図」(荒賀精一校閲・吉川秀吉編) ŧ その

年五月発行の「大日本全図」(嵯峨野彦太郎編)も尖閣諸島を含め、魚釣島に「花瓶島」と名を付けている。(魚釣島 古諸島之図」 の中に、 尖閣諸島を含めている。(和平山、 凸列島、黄尾嶼、嵩尾嶼の島名を付す。)また、 明治二十三

省地質調査所編の「日本帝国全図」は、魚釣島から黄尾嶼までの諸島を島名を付けずに記載している。(赤尾嶼は記載 以外の諸島には名を付けず、島の位置だけ記載する。赤尾嶼は記載されていない。)また、明治二十五年刊行の農商務 されていない。)明治二十八年五月発行の「大日本全図」(水谷延次編)も、尖閣諸島をその範囲に含めている。

凸島、

黄尾島、

嵩尾島の島名が付けられてある。)

述するが、それは明治十九年の水路誌とほぼ同一の内容である。各島の名称は、「ホアピンス島」(魚釣島)、「ピンナ 記の記述にほぼ等しい。明治二十七年(一八九四年)七月刊の『日本水路誌』第二巻第三編も、尖閣諸島について記 した水路誌 総称)、「低牙吾蘇(チャウス)島」(黄尾嶼)、「爾勒里(ラレー)岩」(赤尾嶼)の名称を用い、イギリス海軍の作成 水路誌』第一巻下は、「和平山島」(魚釣島)、「尖閣諸島(ピンナックル・グロース)」(南北二小島及び付近の岩礁の 海軍水路部作成の水路誌が、尖閣諸島について記述している。すなわち、明治十九年(一八八八年)三月刊の『寰嬴 クル諸嶼」(南北二小島及び付近の岩礁)、「チアウス島」(黄尾嶼)「ラレー岩」(赤尾嶼)となっている。 れ国の免許を受けたものの中で相当数の地図が、すでに尖閣諸島を日本の版図に含めているのである。なおこの他、 以上のように、この時期に出版された日本全図で国の機関によって作成されたもの、あるいは私人によって作成さ (前出のChina Sea Directory, Vol. IV, 1884)にほぼそのまま準拠している。従って、ベルチャーの航海

(一) 領有意思

代を通じて尖閣諸島よりも手前の雞籠嶼、棉花嶼、花瓶嶼、彭佳嶼などの島嶼は、台湾と同様に中国の版図にまった 尖閣諸島の帰属については何も語っていない。久米島をもって「乃属琉球者」と述べることが、同時にそれより手前 東交界」、「澎厦分界」などの表現が随所に見られる。中国側がかりに赤尾嶼と久米島の間を中国と琉球との間の境界 志』(嘉慶十二年刊)などの地方志や、『沿海険要図説』(余宏淦著 光緒二十八年)などを見ても、「閩浙交界」「與広 山伝信録』は、「八重山 述していることである。たとえば、張学礼撰の『使琉球記』は、「是琉球北山與日本交界」と記述し、徐葆光撰の 接していなければならないことになる。しかし、当時の文献はどれもそのような事実を示していない。実際には、 の島が中国領であるということになるためには、その前提として、久米島と赤尾嶼の間で当時中国と琉球とが国境を この表現から明白に読みとれることは、久米島が琉球領であるということだけであり、それより手前(中国寄り)の たに過ぎない。また、注意すべきことは、中国の文献は、比較的古いものでも、領域や境界についてかなり正確に記 く入っていなかった。ただ、当時航路の目標として、これらの島の存在が知られており、従って名前もつけられてい 第一章で見たように、 陳侃使録は、久米島をもって、「これすなわち琉球に属する者なり(乃属琉球者)」とする。 此琉球極西南属界也」と記述する。また、『続修台湾府志』(乾隆二十八年刊)、『続修台湾県

言っていないのである。平和彦や喜舎場一隆が指摘するように、『 山也」の表現も、 域が終るというような認識を全くもっていなかったことが知られるのである。次の郭汝霖使録の「赤嶼者界琉球地方 と考えていたならば、 之界。」の記述に直ぐ続いて「此数日舟人望山之切、誠不啻饑者之飲食嬰児慕慈母也」(巻上、使事記)と中国人たち 録によれば、万暦三十四年十月「二十九日早、隠隠望見一船、衆喜謂有船、 にあると述べているのではない。帰途に出てくる「中国之界」などの表現について全く同じことがいえる。 到着したことの喜びを効果的に表現するために用いられるのであって、決して厳密な意味で、中琉両国の国境がそこ ŋ 上鎮山」とか述べる記述や、「赤嶼者界琉球地方山也」の記述が、航海の難所を過ぎて琉球人の居住する琉球領域に入 て尖閣諸島が琉球領でないとしている点で一致するが、しかし、それより進んで尖閣諸島が中国領であるとは決して 説明と結局同じであり、なんら新しいものを加えていない。これらはいずれも、当時久米島までが琉球領であり、従っ が無事帰国して喜んでいる記述が見られる。同じく、李鼎元使録の帰途の条によると、 乗船の琉球人が無事帰国して大喜びをする記述とセットになって登場しているのに注目する必要があろう。 徐葆光撰の『中山伝信録』における、久米島をもって「琉球西南方界上鎭山」とする説明も、 『殊域周咨録』によれば、陳侃らの一行は久米島まで来て「問知琉球境内」なのであり、 赤尾嶼は琉球地方を界する島であるといっているだけで、陳侃の得た知識を再確認しているにすぎ 乃属琉球者。夷人鼓舞於舟、喜達於家。」(陳侃使録))これらの表現は、 必ずそれを示すような明確な表現を用いたはずである。ところが、実際は前に見たように、 久米島をもって「乃属琉球者」とか「琉球西南方界 則去中国不遠、且水離黒入滄、 乾隆五十九年「十月二十九日 冊封使船が無事琉球領内に 赤尾嶼で自国の領 陳侃、 郭汝霖の 必是中国 夏子陽使 厳

戊寅。辰卯の風。微風。濃霧。

針路はそのまま。巳の刻にやや晴れたが、温州南杞山があらわれた。船員は大喜びで

乃属琉球者」と、「(中国)温州南杞山」との間の島嶼は、両国のどちらにも属さない無人島であることが知られるの 乃属琉球者」とか「必是中国之界」の表現が用いられているのである。また、これらの記述を併せ読むとき、「古米山 着した、あるいは、中国領に帰着した、そして、船の乗員一同が航海の無事を祝って大喜びをした箇所で、「古米山、 あった。……」とある(『使琉球記』巻六)。これまた、中国人が居住し中国領が明確である温州南杞山が現われて船員 一同大喜びをするという所で「中国之界」の表現が用いられているのである。つまり、これらの表現は、 琉球領に到

ころの海域が「郊(あるいは溝)」であり、それは「中外之界」であるというのである。すなわち、前に検討したよう 国領であると読み取ることが可能であろうか。第一に、ここでもまた注意しなければならないことは、汪楫使録が赤 のことであり、 尾嶼などの島を指して直接にそれらが中国領であるとは決して言っていない点である。赤屋嶼より一〇時間位来たと それでは、次に、汪楫使録にある「中外之界」の表現はどう理解すべきであろうか。この「中外之界也」の表現よ 赤尾嶼を過ぎたあたりの風濤が非常に激しい海域が「郊」なのであり、中琉間の航路に於て海流の変化する水域 赤尾嶼と久米島との間が中国と外国との境界であり、従って赤尾嶼までが中国領であり、久米島からは外 航海の安全を祈願して祭海の儀式が慣例的に行なわれる、中国の近海(滄水)から黒水の外洋へと変

ない。あくまでも聞き書である。さらに、前述のように、境界がどこであるのか当て推量に過ぎない「中外之界」は、 た形になっており、 中国の朝延から派遣された汪楫自身が「郊」すなわち「中外之界」と明確に断定しているのでは

それに、この箇所の記述は、全体として、冊封使汪楫が同船の乗員(琉球人であるかもしれない)に聴いて記録し

わる海流・水径の内外の意味である。

この「中外之界」の表現は、「與日本交界」、「琉球極西南属界」、「閩浙分界」、「琉球国属地」などの明確な表現に比べ れていないし、 所を、すべて「溝」の語に改めている。結局、「郊」の語を使用したのは汪楫だけであり、汪楫以前の使録では使用さ 録では、大きく修正がなされている。すなわち、汪楫より二回後の使録、周煌撰の『琉球国志略』の巻十六「志余」 るときわめて曖昧な修辞的な表現であることが知られるのである。また、汪楫によるこの記述は、汪楫以後の冊封使 かにも曖昧である。 もっと明快にたとえば「赤尾嶼 汪楫使録の「郊」に関する記述を要約し、「中外之界也」の説明も再録しているが、汪楫が「郊」としている箇 また汪楫以後の使録でもこの語は採用されず、「溝」の語を使用することが定着したのである。 もし、 かりに赤尾嶼が中国領であるという認識が当時確立していたのであれば、「界」を弁ずる 與琉球交界」などと説明することができたはずである。このように考えるとき、

う事実によるものであって、このあたりの海域が当時中国と琉球の境界として一般に認識されていたと見ることはき の界」、「閩海との界」とする記述を我々は見るのであるが、一方、ある使録では「溝」の存在そのものが否定されて 嶼が当時中国の領土であったというためには、これらの島嶼が中国の当局者によって自国領として明確に認識されて わめて因難である。かくして、結論は、この「溝」なるものは、明らかに幾分か境界的なニュアンスをもっているが、 を過ぎて久米島に向かう途中の海域とするのが比較的多いが、これも、このあたりが航海中の最大の難所であるとい このように、 場所も特定されず、順風好天の時にはそれがどこであるのか検討もつかないような漠としたものである。赤尾嶼 また、「溝」について記述する使録においても、それは「蒼水ヨリ黒水ニ入ル」所で航海の難所というだけであ に関する記述から、赤尾嶼などの島嶼の帰属について論断することはできないということである。これらの島 歴代の冊封使録の「溝」に関する記述を通観するとき、たしかに「溝」をもって「中外の界」、「中国

おり、 かつ、そのようなものとして扱われていたことが当時の文献によって確認されなければならないと考える。

二年(一五六三年)に編纂された『籌海図編』の「沿海山沙図」には、 二章で検討したように、「沿海山沙図」に尖閣諸島が記されていることになんらかの意味をもたせるとすれば、せいぜ 方に画かれている。この事実は、尖閣諸島が福建沿海の中国領として見なされていたことを示すものであろうか。第 い、それらの島の付近が倭寇の出没する海域であり、本土防衛上注意すべき区域として記載されたぐらいのことであ 次に、冊封使録以外の中国側の文献にある尖閣諸島に関する記述をどう評価するべきであろうか。 福建省沿海の島嶼として、尖閣諸島が沖合の 明代の嘉靖四十

としてまとめると次のように言えるであろう。 以上、中国側及び琉球・日本側双方の史料に見られる尖閣諸島に関する記述について検討してきたが、ここで結論

ろう。

案内をもっぱら琉球人に頼っていた。久米島までが琉球領であるということも琉球人より得た知識であり、その他航 中・琉間の航路の往来は琉球人の方が圧倒的に多く、 歴代の冊封使船も、台湾北部から那覇に至る海路の水先

海上の多くの知識を、冊封使は同船の琉球人航海者から聴取して使録に記録した。

- 見て自然であるし、 て知った琉球側の呼称を漢字で表現したものであろう。そのように見るのが、当時の中・琉間の海上交通の実情から 釣魚嶼、 黄尾嶼、赤尾嶼という中国側の島名も、 また、 中国側の文献に記されている島名と、琉球で伝えられてきたそれらの島の呼称の間には、 おそらく、先に検討したように、 陳侃が同船の琉球人に尋ね
- 3 冊封使録の記述は、すべて、久米島までが琉球領であり、従ってそれより手前(中国寄り)の尖閣諸島が琉球

明らかに関連性が存在する。

内容は同船の者からの聴取によるものであり、「溝」の位置も一定しない大ざっぱなものである。(ある使録では「溝」 領ではないとする点で一致するが、それより進んで積極的に尖閣諸島が中国領であると述べている使録はない。「溝」 中国側の文献や日本・琉球側の文献から、尖閣諸島が当時中国領であったというための信頼できる証拠を得ることは 赤尾嶼などの島嶼が中国領であるという結論を引き出すことはできないということになる。その他、 確立していたとみることはできない。かくして、「中外の界」とか「閩海との界」という大ざっぱな修辞的な表現から、 の存在そのものが否定されている。)また、久米島と赤尾嶼の間を「中外の界」とか「閩海との界」と記述する使録で の記述との関連で、久米島と赤尾嶼の間の海域を「中外の界」とか「閩海との界」とする使録があるが、その記述の もっぱら航海上の難所という点にあったのであり、「溝」すなわち「中外の界」とか「閩海との界」という理解が当時 心があれば、「中外の界」の説明との関連で必ず何かそのような記述がなされたはずである。)「溝」についての関心は、 いることはない。(このことから、当時、赤尾嶼や黄尾嶼の帰属についてまったく関心がなかったことが知られる。関 その「中外の界」とか「閩海との界」の説明と結びつけられて赤尾嶼や黄尾嶼の帰属がいく分でも明確にされて 冊封使録以外の

扱われていなかったことが判明した。つまり、 の行政範囲の中に含まれていたという事実を発見することはできない。 かくして、明代及び清代の中国において、 さらに、 明・清代の福建省の地方志や、清代台湾省の地方志によって、 尖閣諸島は自国の領土として認識されておらず、またかかるものとして 中国は尖閣諸島に対して領有の意思をもっていなかった。従って、歴 当時尖閣諸島が中国の福建省か台湾省

史的に見て尖閣諸島は中国の領土ではなかったと判断せざるを得ない。また、それらの諸島は明らかに琉球の領土で

もなかった。 従って、 それらの諸島は、 明治二十八年一月に日本政府がいわゆる領土編入措置をとるまで国際法上の

無主地であったというのが結論である。

題であると思うが、ここでは、一応この点に簡単に触れておくことにする。「発見」において最も重要な要素は発見者 るであろうか。最初に発見したものが土地に対する権利を取得するという発見優先の原則は、新世界をスペイン・ポ 記載しているのは、 見に基づく権原は消滅し、 title)を与えるだけであり、発見国が発見後長期間にわたってその土地に実効的占有を及ぼさず、放置していると、発 与えたのであるとする解釈が最近では有力である。)また、十八世紀以後は、発見は単に「末成熟の権原」(inchoate の斉射などである。(単なる発見そのものよりも、それに伴われるかかる象徴的併合行為が、その土地に対する権利を 行為を伴うことが普通であった。その行為とは、たとえば国旗の掲揚、十字架の建設、記念碑の建立、 による発見の事実をある国家的行為により確認したることを要する。」また、発見は、占有意思を表示する象徴的併合 の属する国の領有意思であり、それがなんらかの国家的行為によって明確に対外的に表示されることが必要である。 ルトガル両国の間で分割することを認めた法皇アレキサンデル六世の勅書(一四九三年)と明らかに関連性が認めら 「発見は、国家が派遣する軍艦、又は特に国家に依り発見の委任を受けた私船に依り行はれたる後、国家がその名義 ところで、冊封使陳侃が、琉球への航海の途中尖閣諸島を望見し、これに島名をつけて公式の記録 かかるコンテキストを無視して、「発見」の法理をそのまま明代の中・琉関係に類推適用することは問 かって十五、十六世紀のヨーロッパにおいて領土取得の原因として認められた「発見」に相当す その後の他国による実効的占有に対抗しえないと説かれるようになった。 (冊封使録) 小銃又は大砲 に

尖閣諸島は、先に見たとおり、すでに陳侃の渡琉以前に琉球人航海者に知られ、呼称も一定していたものと思われ

陳侃が 思をもってこれらの島に接近し、その周囲を回航して観察したり、あるいは上陸して、これらの島が中国領に属する 使録やその後の冊封使録の尖閣諸島に関する記述からは、これらの諸島に対する中国の領有意思が明らかにされ 録においても、 ことを宣言し、 がこれらの島嶼が中国の領土となることを望んだというようなことも使録から認められない。 からつけられたのであって、当時これらの島嶼が中国領であるという認識が一般にあったわけではなく、 ことである。当時、 意思を明示するような記述は認められないのであって、従って、「発見」の法理にいう発見にも相当しないことは明ら るようなこともない。 陳侃は明朝の派遣した正式の使者であり、またこれら諸島に島名もつけて公式の記録に記載したのであるから、 「発見」 あくまでも航路上の目標としてであり、比較的遠方を航行中の冊封使船から望見するだけであり、 これらの島の領有を勧告するような記述はなく、また、中国政府がこれを追認し、領有意思を表明す の法理にいう発見者に該当するようにも見える。 象徴的併合行為を行なうようなことはまったくなかった。また、帰国後の公式の報告書である冊封使 これらの諸島は航路の目じるしとして重要視されたのであり、島名もおそらく、 要するに、 本節において既に検討したように、中国側の文献上、 しかし、ここで注意しなければならないのは、 尖閣諸島に対する中国の領有 これらの諸島に対する その必要のため また冊封使 領有の意 陳侃

法上の地位について歴史的側面に絞って考察を行なった本論文の結論である。 に日本政府が領土編入の具体的措置をとるまで、 以上の考察により、 それらの諸島が琉球に属していなかったことも明らかにされた。従って、それらの諸島は、 筆者は、尖閣諸島が歴史的に中国領ではなかったと見るのが妥当であるという結論に到達する。 国際法にいう無主の地ということになる。これが、 明治二十八年一月 尖閣諸島の国際

かである。

行 記 I

図であり(Doetsz海図まで)、作成された時期でいえば、一五九八年から一六三七年までのものである。 拙図」や 考えられる。次に、わが国の御朱印船貿易(一五八六年以降)に従事する商人によっても航海図が作成されたが、そ 三節で指摘したように、台湾の属島である彭佳嶼、綿花嶼、花瓶嶼などをこのように遠方に記載した可能性も十分に に出鱈目な表現かも計り難い」とある(中村拓、同書四七二~四七三頁。及び、「第六一表」参照。)。本論文第三章第 島の位置に画かれたりしていることもあるので、確かに尖閣諸島を現わそうとしたものか否かは断定し難い、 しれないが、地図により、有ったり無かったり、有っても数が不定であり位置も不定で、時にこの位置から八重山列 い。中村によるならば、「台湾に接して直ぐ北東に数個の小島が画かれているが、これは尖閣列島に相当するものかも れにはすべて島名が記されていないので、はたして本当に尖閣諸島と認識して記されたものかはにわかに断定しがた としてポルトガル人やオランダ人によるもの)の中には、尖閣諸島の位置に数個の小島が画かれているものが見られ に作成されたものであり、南蛮海図を参考にしており、それの「Dos Reis Magos」(宮古島か八重山列島を指す)を 以降のもの六種)。これらの、いわゆる御朱印船航海図でも、これらの島に島名の記されていないものが多いが、「草 れにも、尖閣諸島の位置に数個の小島が画かれているものがある。(「角屋七郎兵衛図」、「小加呂多」など一六一○年 西洋諸国の海図及び御朱印船航海図 十六世紀末以後に西洋諸国で作成された日本近海の海図(「南蛮海図」----主 中村拓の詳細な研究によると(中村拓『御朱印船航海図』(原書房 「小加呂多」には「レイス」と島名が付されてある。これらの航海図はいずれも十七世紀末か十八世紀初め 昭和五十四年)(覆刻))、それは十一種の海 もっとも、 或は単

使用された)では、これに「鳥島」の島名が付されているが、これは明らかに「鳥島」(奄美の西、 誤まって尖閣諸島にあてたものであろう(中村、前掲書四七八頁)。その他、「角屋七郎兵衛図」(一六三一~三六年に 奥原敏雄「明代及び清代における尖閣列島の法的地位」『季刊沖縄』第六十三号、四十七~四十九頁参照)。 ものが存在するが、これまでのところ、尖閣諸島の帰属問題に照明を与える事実は認められないと断定できる。 と間違えたものであろう。このように、西洋諸国の海図と御朱印船航海図には、たしかに尖閣諸島の島影が記された 沖縄の北にある)

付記Ⅱ。西太后が釣魚台を下賜したとされる「詔書」について

禧皇太后之宝」とあり、右方には小楕円形の印の中に「御賞」の二字がある。 (緑間栄『尖閣列島』 (ひるぎ社 同氏に産業のために下賜するという内容のものである。この詔書は黄色の綾絹で表装され、字体は楷書、 たところ、効能があったので、西太后は盛氏の病人に対する救恤行為を称賛し、釣魚嶼、黄尾嶼、赤嶼の三無人島を 善施薬を行なっている盛家が 閣諸島(「釣魚台黄尾嶼赤嶼三小島」)が光緒十九年(一九八三年、明治二十六年)に清朝の慈禧太后(西太后)によっ 楊仲揆は、 (清朝の大官)に下賜されたという内容の詔書が存在すると発表し、その写真を掲載した。それによると慈 香港の雑誌『祖国』一九七二年二月号に「釣魚台は 「釣魚嶼黄尾嶼赤嶼」まで薬草を採取に行き、錠剤を製造し、その薬を西太后に献上し 『盛家』の土地である」と題する論文を発表し、 上方に「慈 九 尖

ような重大な疑問がある。 かし、この「詔書」の信憑性について、 また、 それが持つ尖閣諸島の帰属問題に関する史料価値について、 次の 八四年初版)六十六~七〇頁参照。)

(1) 第一に、この「詔書」は、楊氏の論文に付された写真によって一九七二年に突如その存在が知られるに至った

言及せず、「尖閣列島の物産は海底の石油が発見されるまでは、島の付近に豊富な魚介類、島のアホウ鳥、鳥の卵・羽・ に認容していない。楊氏自身、それより前の一九七〇年八月二十二日の論文では、この「詔書」の存在について全く の信憑性について重大な疑問が残る。すくなくとも、一九七二年の公表にいたるまでの経過が明らかにされる必要が を提示していない。それなのに、なぜ、一九七二年に至って突然この「詔書」の存在を主張するに至ったのか、「詔書」 たことを証拠としてあげる。しかし、楊氏は一九七〇年の論文ではなんらこの「詔書」に言及せず、これらの「証拠」 糞だけであったようだ」と述べ、薬草(海芙蓉)が採れるとは全く述べていない。また、楊氏は、一九七二年の論文 一九四七年十二月五日に、子孫の盛恩頤が娘の徐逸に詔書、釣魚嶼略図、 現在のところ日本の関係者で同「詔書」の実物を接見した者はいない。中国政府もその存在について明確 釣魚嶼地理図説を遺書としておくっ

ずである。要するに、清朝政府及びその後の歴代の中国政府はこの「詔書」の存在を全く知らないまま今日に至って 尖閣諸島に対して領有意思をもっていて、それに基づいてこの「詔書」を与えたのであるならば、明治二十八年の日 島について編入措置をとった明治二十八年より二年前に告示されたわけである。したがって、清国がこの当時本当に 文書として写しが保存されていないし、記録もないようである。この「詔書」は、明治二十六年つまり日本が尖閣諸 ているのは公文書としては異例であり、「御璽」とか公文書にはつきものの整理番号も付されていない。中国政府の公 本の編入措置に抗議し、必ずこの「詔書」を証拠として持ち出したはずだし、それ以後いつでもその機会はあったは もし仮りにこの 「詔書」が本物であるとしても、この「詔書」は「光緒十九年十月」とあるだけで日付を欠い

詳述したところである。)かくして、この「詔書」はもし仮りに本物であることが認められたとしても、 いると推察されるのである。(明・清代の中国が尖閣諸島に対して領有意思を持っていなかったことは、 本論に 西太后が個人 7

の資格で出した、中国政府のあずかり知らない私的な文書に過ぎないことになる。

3 同島では産出されないことを物語っている。(また、赤尾嶼は草一本生えていない完全な岩島である。) 十年にもわたる古賀商店の活動において、同島における薬草の存在について何も触れられていないことは、海芙蓉が どである。(望月雅彦「古賀辰四郎と大阪古賀商店」『南島史学』第三十五号(一九九〇年六月)一~十一頁参照。)何 後、古賀辰四郎や八重山古賀支店の尖閣諸島での事業は、アホウ鳥の羽毛の採集、海鳥の剝製、カツオブシの製造な 楊氏自身が一九七○年論文で述べるように、尖閣諸島で薬草(海芙蓉)が採取されたことはない。領土編入以

湾基隆」二十六~二十七頁)。吉田東伍によれば、「現在三島(彭佳・綿花・花瓶)とも無人島なれども、 彭祖住居佳景之寿山」とうたわれるような、いかにも薬草を産出しそうな緑豊かな島である。(吉田東伍、前掲書、「台 人之境、亦彷彿仙家之蓬萊」の島であり、また、彭佳嶼の名の如く、「此嶼、 国政府によって台湾に属領されてはいなかった。彭佳嶼は別名を「草萊嶼」とよばれるように、「遍山皆草芥、 治療に良く効き、警備兵たちはこれを採集し、勤務交替して台湾本島に出かけてこれを売っている」とのことである。 五九~六一刊)の「下」(一二七七頁)によると、「彭佳嶼は海芙蓉とよばれる薬草を産出し、筋肉痛やリューマチの (平和彦、前掲論文(下)、二十二頁より教示を得た。)彭佳嶼は、本論で述べたように、光緒十九年の時点では、 実は、海芙蓉を産出するのは、 台湾、基隆港外五十六キロにある彭佳嶼である。陳正祥『台湾地誌』(全三冊、一九 幽遂不泥俗塵、可以静養神気、 彭佳嶼には 如古昔老

往時住民を有せし口碑及び遺跡存在す。(華人が)……斯くて光緒十年まで三十二年間定住せしが、たまたま清佛交戦

年当時無人島であったが、その最近までは居住地もあり、五・六月には漁業や墓参りで中国人が出かけていた。(一方、 六月の交此島に寄航して、漁魚に従事し、且祖先の墳墓を奠するのみなりといふ」。このように、彭佳嶼は、光緒十九 に際し、八月佛軍の基隆港を砲撃するあり、乃ち難を避けて基隆に帰還し、 而来永住の念を断ち、今は唯々毎年五

る。 放置されていたのであり、これら三島と尖閣諸島(釣魚嶼・黄尾嶼・赤嶼)との錯簡はしばしば生じている。(サマラ とある。すなわち、 ば、「孤立せる尖形の岩石より成れる形状にて、ピンナクル島といへる名も、尖閣島の義にして、同一意に本づける」 島との錯簡に基づくものである。また、花瓶嶼は欧米人のいう「ピンナクル (Pinnacle) 島」であり、吉田東伍によれ で述べたように、欧米人の海図や明治初期の日本の海図で、尖閣諸島の釣魚嶼が「チアウス」とよばれたのは、 ており、 であって、比較的近いところに三島がかたまっている。(これに対して、釣魚嶼、黄尾嶼、赤嶼はそれぞれかなり離れ た。)「詔書」の文面に「台湾海外釣魚台小島」とあるのも、台湾本島よりそれほど遠くない近海であろうと暗示させ この当時、台湾から魚釣島まで出かけ、数日間滞在してくることは非常に困難であったし、現に行なわれてもいなかっ ン号の探検記、日本の明治期の海図などに見られるように。) 光緒十九年当時の、清朝宮廷の人間が、彭佳嶼を釣魚台 彭佳・綿花・花瓶の三嶼は「基隆港外の北東に当り、海洋中に横わる。三島嶼ありて鼎足状をなす」(吉田東伍) 相互の往来は、当時においては決して容易ではなかった。)綿花嶼は別名、「鳥嶼(チアウス)」であり、 当時、 花瓶嶼は「尖閣島」とも台湾ではよばれていたのである。これら三島は永く無人島として

る。「海芙蓉」を産出すること、中国人が時々その島に出かけていたことが確認されること、台湾の基隆港よりそれほ

彭佳・綿花・花瓶の三嶼を釣魚・黄尾・赤尾の三嶼と取りちがえることは十分に起こりえたことであ

と取りちがえ、

尾嶼赤嶼」とした西太后の謝意を表した私文書が作成されたものと推測させるのである。以上のような諸点から、 ど遠くなく、三島がまとまっていることなどは、実は、彭佳嶼・綿花嶼・花瓶嶼であったのを、錯簡して「釣魚台黄 わゆる「西太后詔書」なるものが、尖閣諸島の帰属問題にとってほぼ完全に史料的価値を有するものでないと結論す

付記!!! 文献解題

ることができよう。

筆者の見るところ、尖閣諸島の帰属問題の、特に歴史的側面に関するこれまでの重要な論考は次のようである。

- 1 奥原敏雄 「尖閣列島領有権問題」 『季刊沖縄』 第五十六号 (昭和四十六年) (奥原教授は、 日本に於いて最初に、 尖閣諸
- 島の帰属問題に関連して冊封使録の国際法的検討を行なった。)

奥原敏雄「明代及び清代における尖閣列島の法的地位」『季刊沖縄』第六十三号(昭和四十七年)

2

- 3 号(一九七二年)(本稿は、この論文の歴史的検討の部分を加筆・補正したものである。) |尾崎重義「尖閣列島の帰属について」(上)・(中)・(下の一)・(下の二)『レファレンス』二五九号、二六一~二六三
- 4 方が格段に改善されてある。) には、『季刊沖縄』第六十三号(昭和四十七年)に「尖閣列島と冊封使録」という論文があるが、『海事史研究』の論文の | 喜舎場一隆「尖閣諸島の沿革と帰属問題」『海事史研究』第二十号(一九七三年四月)四十四~九十七頁。 (喜舎場氏
- 5 頁、十巻六号十三~二十四頁。(一九七二年) | 平和彦「中国史籍に現われたる尖閣(釣魚)諸島(上)・(下)」『アジア・アフリカ資料通報』十巻四号十九~二十四

尖閣諸島の国際法上の地位

次に冊封使録に関する文献として

- 1 陳侃『使琉球録』の原文(全文)と、読み下し、和訳(全文)が、『那覇市史』第三巻1(原文編)2(読み下し編)
- るものが多く不便である。) に収録されてある。(同巻1・2には、他の使録も原文と読み下しが収録されてあるが、尖閣諸島関連部分が省略されてい
- 2 徐葆光『中山伝信録』の口語訳(完訳)が、原田禹雄訳注で、言叢社から昭和五十七年に出ており至便である。
- 3 (4) 同じく、周煌『琉球国志略』現代語全訳(前二書の原田訳に比べると読み下しに近い)が平田嗣全訳注により、三一 同じく、李鼎元『使琉球記』の口語全訳注が原田禹雄訳注で、言叢社から昭和六十年に出ており至便である。

書房から昭和五十二年に出版されており、これまた至便である。

1 る権利付与的(vestitive)事実である。」R. Y. Jennings:The Acquisition of Territory in International Law (1963), p. ジェニングズは、権原を次のように説明する。「権原の第一義的な意味は、それより権利が創出されるものと法が認め

2 田岡良一『国際法講義 上巻』(昭和三十年)三三七頁。

- 3 太寿堂鼎「国際法上の先占について」『法学論叢』第六十一巻第二号 三十八頁。

Jennings, ibid., p.23

- 5 太寿堂鼎「竹島紛争」『国際法外交雑誌』第六十四巻第四・五号合併号(一二〇頁。
- 土紛争と見てよいのか問題である。同事件におけるバドバン (Basdevant) 判事の個別意見参照。 (I.C. J. Reports, (1953), | 太寿堂前掲論文(一二○頁)による。もっとも、マンキェ・エクルオ事件を、先占又は時効のいずれかに相当する領
- (7) 太寿堂前掲論文 (「竹島紛争」) 一二二頁参照。

- 立作太郎『平時国際法論』(昭和七年)三五六頁。
- 8

I. C. J. Reports, (1953). p. 56.

9

という原則をいう。しかし、一九二八年のパルマス島事件の仲裁判決で、フーバー判事は、時際法の原則にはもう一つの 時際法の原則は、直接的には、ある行為の効果は、それがなされた時に有効な法によって評価されなければならない

権原を維持するためには、法のその後の変化に適合させていかなければならない、と。(ジェニングス前掲書二十九頁参照)。 側面があることを指摘した。すなわち、ある行為は、それがなされた時の法によって評価されなければならない。しかし、

マンキェ・エクルオ事件のこの判示は、明らかにフーバー判事のいう時際法の第二側面に着目したものである。

12 同頁 11

安里延『日本南方発展史』(昭和十六年)一一八~一一九頁。

- 13 島尻勝太郎「冊封使録について」、『那覇市史 資料篇第一巻三』〈解説〉一~四頁参照。
- 14 ジョージ・H・カー『琉球の歴史』(一九五五年 琉球列島米国民政府)七十一~七十八頁。
- <u>16</u> 15 藤田豊八『東西交渉史の研究──南海篇──』昭和十八年(四十九年再版)、(国書刊行会)、四○八~四一○頁。 カー著・前掲書(注四)、七十二~七十三頁。
- 17 安里・前掲書(注仰)、三〇七~三三〇頁。
- 19 18 平和彦「中国史籍に現われたる尖閣(釣魚)諸島(上)」『アジア・アフリカ資料通報』第十巻第四号、二十二頁。 たとえば、カー著・前掲書(注例)七十一~七十八頁を見よ。
- $\widehat{20}$ 藤田元春『日支交通の研究・中近世篇』(昭和十三年)二三六頁
- 21 平和彦・前掲論文、同頁。
- 22 嶼を小雞籠嶼と称し、同嶼より基隆港口に近い社藔嶼を大雞籠嶼とよんだ時期もあった。亦、台湾本島北部海岸(今の基 基隆港口より東北二浬半に位置する、今の基隆嶼を指す。基隆港に入る際の最目標である。もっとも、 かつては基隆

田東伍『大日本地名辞書続編第三・台湾』(明治三十五年初版、昭和十四年再版)三、二十六~二十八頁に拠る。) 湾本島の山)を指していた可能性もある。いずれにせよ、台湾島北端をかすめるように通過することに変わりはない。 使槎録によると、「日本琉球より往来する船舶おおむ雞籠山を以て指南となす」とある。冊封使録にある冊封船が目印とし 隆市)に「轟立巍然たる」雞籠山(今の基隆山――これは島ではなくて本格的な山である)がそびえており、黄叔の台湾 た「雞籠山」(又は「雞籠嶼」)は、おおかた今の基隆嶼を指すものと思われるが、稀には、今の「基隆山」(すなわち、台

(24) 藤田元春著前掲書 (注201)、二三二頁。

 $\widehat{23}$

李鼎元『使琉球記』「巻三」、「五月九日庚寅」の条。

- ように、中・琉間の航路についての最初の権威ある公式記録は、陳侃使録であるといってまちがいはないであろう。 しかし、この文献は、陳侃以後の冊封使録などで一度も引用されていない。陳侃後の中国側の文献が一致して認める 丘宏達「釣魚台列嶼問題研究」『政大法学評論』第六期(一九七二年六月)五~六頁。筆者はこの史料を実見していな
- 26 平和彦「中国史籍に現われたる尖閣(釣魚)諸島(下)」『アジア・アフリカ資料通報』第十巻第六号、十五頁。
- 27 喜舎場一隆「尖閣諸島の沿革と帰属問題」『海事史研究』第二十号(一九七三年四月) 同旨、平和彦。(前掲論文(注四)、十五頁。) 四十九頁。

平・前掲論文(注例)、十六頁。

- 30 平·前掲論文 (注26)、十五頁。 井上清『尖閣列島――釣魚諸島の史的解明』(現代評論社 昭和四十七年)四十一頁。
- や詩文の応酬等は従客の代筆が多い。(東恩納寛惇『琉球の歴史』(至文堂一九六六年)一一四~一一五頁。) 全魁の従客王夢桜、李鼎元の従客、寄塵とその従者、香崖などは著名な人物である。沖縄に滞在中、求めに応じての揮亳 喜舎場・前掲論文(注23)、六四、六五頁に拠った。

冊封正副使がそれぞれ個人的関係で人選した随員。書画・音楽・医術等にすぐれた然るべき人物であることが多い。

- 34 同旨、 喜舎場・同論文、六六頁。
- 35 島尻・前掲論文 (注ધ)、十六頁参照。
- 36 同旨、 喜舎場・前掲論文 (注28)、六五頁。
- 37 同旨、 喜舎場・同論文、六二頁。
- 38 喜舎場・同論文、七二頁参照
- <u>39</u> 髙橋庄五郎「いわゆる尖閣列島は日本のものか」『朝日アジア・レビュー』第十号十三頁。
- $\widehat{40}$ 四十一年刊の『日本水路誌』)。水路部の用語として、「嶼」は使用されていたわけである。 もっとも日本水路部編の『水路誌』の「用語例」には、「島 island」、「嶼 islet」と記載されている。(たとえば明治
- 41 平・前掲論文 (注26)、十三頁。
- 42 平和彦同論文(同頁)による。
- 43 藤田元春前掲書(注伽)二〇一頁は、福建より琉球を経て日本に至る航路についてであるが、同趣旨の説明をする。
- 44 牧野清「尖閣列島(イーグンクバジマ)小史」『李刊沖縄』第五十六号(昭和四十六年)六十五頁。
- 笹森儀助著(東喜望校注)『南嶋探検』(平凡社 東洋文庫四二八)、三四一頁。
- 48 47 前出(注22)同書、「琉球 前掲論文 (注44)、同頁。 付説」九十四~九十五頁。

『沖縄県史』第十四巻雑纂1 六〇六頁に所収。

46 45

- 49 牧野清『新八重山歴史』(昭和四十七年刊)、三十二頁。
- $\widehat{50}$ 東恩納寬惇『南島風土記』(昭和二十五年)四五五頁。
- 51 藤田元春前掲書 (注20)、二〇四頁。
- 吉田東伍前掲書(前注22)に収録されてある(九十五頁)。

- 再録されてある。)宮島幹之助「黄尾島」『地学雑誌』第十二輯第一四三巻、六四九頁。 黒岩恒「尖閣列島探検記事」(『地学雑誌』第十二輯第一四○**、** 一四一巻 (明治三十三年)) (『季刊沖縄』第五十六号に
- 東洋文庫叢刊(昭和五年初版 昭和四十一年第二版)

<u>54</u>

- 55 高岡大輔「尖閣列島周辺海域の学術調査に参加して」『季刊沖縄』第五十六号、四十八、四十九頁。
- <u>56</u> 中本正智『図説 琉球語辞典』(力富書房金鶏社 一九八一年) 一五四—一五五頁。
- 57 Ti-a-usu' Raleigh Rockの名で尖閣諸島が正確な位置に記されている。 l, pp. 315~317. また同書には、「北シナ海及び日本の海図(サマラン号による新発見を含む)」が付けられ、Hoa-pin-su Narrative of the Voyage of H. M. S. Samarang, during the years 1843~1846 (by Sir Edward Belcher) (1848), Vol.
- <u>58</u> 嘉手納宗徳『琉球史の再考察』(沖縄あき書房 一九八七年)二八九~二九〇頁。
- 館蔵)では、釣魚嶼であった。 藤田元春 前掲書 (注201)、二〇三、二〇四頁。筆者の実見した『籌海図編』 (天啓四序 胡維極刊·八冊) (国会図書
- $\widehat{60}$ 喜舎場・前掲論文(注28)、七十九~八〇頁に拠る。
- る。「午夜過溝」の絵図。)また、巻末の富島壮英氏によるグラビア解説「奉使琉球図」と「渡閩航路図」(那覇・福州航路 れてある。(なお同じく口絵として掲載されてある『奉使琉球図 (全図)』(沖縄県立博物館蔵 沖縄県立博物館所蔵。カラー写真が『新琉球史』古琉球編』(琉球新報社、一九九一年初版)の巻頭口絵として掲載さ (三四三~三四六頁) も参考になる。 県指定文化財)も参考にな
- <u>62</u> 田中健夫「籌海図編の成立」『中世海外交渉史の研究』(東京大学出版会 一九五九年)二一五~二二六頁参照
- 藤田元春・前掲書(注伽)二〇〇―二〇一頁。なお、「福健使往日本針路」については、同書二〇〇―二二一頁が委し
- 平・前掲論文(注四)、一九頁に教示を得た。

- (65) 藤田・前掲書(注20)、二一二―二二一頁に委しい。
- (66) 藤田・同書一七五―一七八頁参照。
- 郁永河撰『裨海紀遊』(康熙三十六年二月二十五日の条) によって明らかにされる。(「澎湖於明時属泉郡同安県、 聚漁於此、歳征漁課若干。嘉[靖]隆[慶]間、琉球拠之。明人小視其地、棄而不問、若台湾之曽属琉球与否、俱無可考。 嘉靖・隆慶年間に、明朝は澎湖島を重視することなく、積極的にこれを防衛する意志のなかったことは、康熙年間の 漳泉人多
- ず、ほったらかしにしていた。台湾が琉球に所属されたのかどうかについては、調査証明ができない。」)(平前掲論文(下、 税金を定率で課した。嘉靖(一五二二年)、隆慶(一五六七年)の時代に、琉球人が澎湖を占拠した。明人は澎湖を重視せ ((邦訳) 「明の時代に澎湖は泉郡同安県に所属された。漳州と泉州の人はここに多数やってきて漁業をやり、毎年漁業の
- $\widehat{68}$ 稲村賢敷『琉球諸島における倭寇史跡の研究』(吉川弘文館 昭和三十二年)四十二~四十五頁。また平前掲論文(下)、

十九頁)より、この文献につき教示を得た。)

- (6) 藤田元春「明代の日本交通路」『地理教育』二二巻八号(昭和十年)七二―七三頁参照。
- 明治六年の『台湾水路誌』参照。(前出。)) 明治二十八年四月発行の「台湾諸島全図」(山吉盛義編 東京地学協会蔵版) すなわち、明治六年発行の海軍水路部編の「台湾全島之図」は、台湾の北端を「彭佳山」とする。同年の水路部編「台湾 での「尖閣」は、今の尖閣諸島を指すのではない。かつて英国水路誌が、彭佳嶼をもPinnacle Islandと呼んだことによる。 日本水路部編『台湾水路紀要』の付図「台湾島全図」は、極東北を「彭佳山(尖閣)」、「羊頭島(クラグ)」と記す。(ここ 島清国属地部」は、基隆港内の「圭郎桟、桶弁嶼、灼台嶼、扛喬嶼」から「花瓶嶼」までを記す。明治二十八年六月刊の 明治二十八年までに日本で刊行された台湾に関する地図・海図の類も、例外なく、台湾の範囲を彭佳嶼までとする。

を「彭佳山(塔島・ピンナクル)」、「羊頭島(クラグ)」と記す。また、参謀本部発行の『台湾誌』明治二十八年一月(同

東北端を「燭台嶼」、「桶嶼」とする。明治二十八年七月発行の陸地測量部編「五十万分之一・台湾全図」は、

年七月刊)は、台湾付属島嶼として、彭佳島、紅頭嶼、火焼嶼だけを挙げる。

- (72) 喜舎場・同論文八十頁。 (71) 喜舎場一隆・前掲論文 (注28) 九十二頁。
- 73 参照。また、井上清・前掲論文(注30)四七頁参照。 林子平年譜については、山岸徳平・佐野正巳編『新編 林子平全集 第五巻』(第一書房 昭和五五年)八一—八三頁
- (召) 寺島良安『倭漢三才図會』(覆刻)(第八巻・新典社・昭和五五年)三四四~四五頁。その絵図には、中央に大きく沖 縄本島が画かれ、その左脇海上に、下から上に、順に、小琉球(台湾島)、花瓶嶼、雞籠嶼、瓶架山、釣魚嶼、彭家山、古
- 75 米山、馬歯山と、島の形と島名が画かれている。資料的価値はあまりない。 Atlas zur Geschichte der Kartographie der Japanischen Inseln, 1909 (Paul Graf Teleki編輯) 一五八頁による。 同書XVIII図
- (77) Belcher著前掲書(注句)、p. 315.
- (78) 日本水路部編『水路部八〇年』一八〇頁。
- (79) 同書一八二頁。
- 80平・前掲論文(注26)、一六頁。喜舎場・前掲論文(注28)五五―五九頁。
- (8) 周煌撰『琉球国志略』巻四上。他はすべて前出した。
- 立作太郎「無主の島嶼の先占の法理と先例」『国際法外交雑誌』第三十二巻第八号 三~四頁。
- 太寿堂鼎「国際法上の先占について」『法学論叢』第六十一巻第二号 五十五~五十六頁。
- tional Law, Vol, 25 (1948), pp. 322~23. Waldock, C. H. M., "Disputed Sovereignty in the Falkland Islands Dependencies," British Year Book of Interna-
- (85) 楊仲揆著『中国・琉球・釣魚台』(香港友聯書房発行公司 一九七二年)一四〇—一四三頁に「詔書」とともに再録さ